

中華人民共和国
省エネルギー調査
プロジェクト形成調査報告書

平成 18 年 6 月
(2006 年)

独立行政法人 国際協力機構
経済開発部

経 済

J R

06-101

中華人民共和国
省エネルギー調査
プロジェクト形成調査報告書

平成 18 年 6 月
(2006 年)

独立行政法人 国際協力機構
経済開発部

目 次

第1章 調査の概要	1
1-1 調査の背景	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団員	2
1-4 調査日程	2
第2章 対処方針	3
2-1 中国における省エネルギー関連情報収集・分析	3
2-2 現地日本側関係者との省エネルギー分野の技術協力の方向性について協議	3
2-3 JICAの省エネルギー分野協力事業の紹介	3
2-4 JICAによる新規協力案に関する協議	3
第3章 調査結果	4
3-1 団長所感	4
3-2 主要な省エネルギー関係法制定	5
3-3 主要な省エネルギー関連組織	7
付属資料	
1. 日中省エネ・環境総合フォーラムにおける日中間の協力合意事項について	11
2. 日中省エネ・環境総合フォーラムで使用したJICAパンフレット	14
3. 中国省エネ関係組織相関図	20
4. 中国中央・政府機関組織図	21
5. 国家発展改革委員会業務分掌表（参考資料）	22
6. 中国のエネルギー関連法律について（JICA中国事務所勉強会資料）	27
7. 議事録集	49

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景

近年、中華人民共和国（以下、「中国」と記す）は急速な経済成長に伴いエネルギー需要が急増しており、世界第二位のエネルギー消費国となっている。伸び続ける巨大な中国のエネルギー需要は、グローバルな観点から世界経済の安定的成長、エネルギー安全保障、地球温暖化等の観点から脅威となっており、国際的関心が集まっている。中国にとっても、エネルギー需要の過剰な伸びは国家の安定的な経済成長を阻害するものであり対策が急務になっている。

中国は以前より省エネルギー法の制定、それに基づく各種細則の制定、世界銀行等の支援を受けたESCO市場の拡充等省エネに関して政府として取り組んできた。近年では、中国の「第十一次5ヵ年計画」においてエネルギー利用率の向上を重要課題と位置づけ、単位GDPのエネルギー消費を「第十次5ヵ年計画」の末期に比べ約20%削減し、資源節約型社会を構築することを提起している。また、1998年に制定された省エネルギー法の実効性を高めるため、2007年末発効を目処に全人代主導で省エネルギー法改正の作業を進めている。さらに、こうした国家レベルの政策に基づき、ローカルガバメントのレベルでも省エネルギーに関する具体的な目標が設定され、取り組みが始められている。

一方、政策を具体化する際の政府・民間の省エネの担い手は十分な省エネ意識や能力を備えているとは言い難く、法制度は整備されているが十分に機能していない状況にある。特に、全国200箇所にあるといわれる省エネルギーセンターは中国経済の体制改革の深化に伴って、活動経費の不足、人員構成の老齢化、先進的な省エネ管理の経験と技術知識の欠如、さらに省エネの計測手段と設備の後進性、及び老朽化等が生じており、既に現実的なニーズに応えることが困難となっている。

かかる状況下、中国は省エネ最先進国である我が国と同分野における政策対話を強めてきている。2006年5月末に実施された日中省エネルギー・環境総合フォーラムでは、我が国経済産業省と中国国家発展改革委員会の間で合意文書が交わされ、我が国は経済産業省、(財)省エネルギーセンター、NEDO、JICA等のもつ各スキームを活用して、中国の省エネ人材育成に協力することとなった。JICAとしてはエネルギー消費量世界第二位の中国における省エネ協力は妥当性の高い協力であることから、同枠組みのもとで一定の役割を果たすためプロジェクト形成調査を実施することとなった。

<参考：日中間の省エネ協力に関する最近の動き>

時期	動き
2005年～毎月	省エネルギー・新エネルギー国際協力協議会 (METI)
2006年2月5～11日	ESCO活用型省エネルギーに関するプロジェクト研究調査団派遣
2006年2月	二階経済産業大臣訪中 (METI)
2006年3月	JICA 緒方理事長訪中
2006年4月7日	日中省エネルギーサービスシンポジウム (NEDO)
2006年5月29～30日	日中省エネルギー・環境総合フォーラム (METI)

1-2 調査の目的

本調査団は、中国の省エネを取り巻く環境及び国全体での実施能力に関し、社会・組織・個人の各レベルについて基礎情報・データの収集・分析を行う。また、中国側の日本の支援の必要性、内容等の詳細について確認を行う。さらに、それらの検討結果をもとに、日本のリソースを勘案しつつJICA

としてどのような協力が可能であるかについて中国側と協議を行う。

1-3 調査団員

氏名	担当分野	現職	派遣期間
芦野 誠	団長・総括	国際協力機構経済開発部第二グループ 資源・省エネルギーチーム チーム長	June 5, 2006- June 8, 2006
青柳 仁士	調査企画	国際協力機構経済開発部第二グループ 資源・省エネルギーチーム 職員	June 5, 2006- June 8, 2006

1-4 調査日程

順	月日	工程
1	6 / 5 月	10:35 成田発 13:15 北京着 (NH905) JICA 中国事務所 在中国日本大使館
2	6 / 6 火	科学技術部 国家発展改革委員会環境・資源総合利用司[謝助理巡視員] 国家発展改革委員会・世界銀行・GEF 中国節能促進項目弁公室 EMCA : Committee of China Energy Conservation Association
3	6 / 7 水	中国節能服務協会 / 中国節能協会 北京市環境・資源総合利用処節能環保服務中心
4	6 / 8 木	国家質量監督検査検疫総局 NEDO 北京事務所 14:45 北京発 (NH906) 19:05 成田着

第2章 対処方針

2-1 中国における省エネルギー関連情報収集・分析

中国における社会、組織、個人の各レベルの省エネ推進キャパシティ（省エネ推進を行うための能力）に関する現況、経緯、今後の見込みについて情報収集を行う。また、その中で特に JICA が支援を行うことが効果的であるキーポイント（キーパーソン、カウンターパートとすべき重要な組織、バリアとなっている制度・意識等）について分析を行う。

2-2 現地日本側関係者との省エネルギー分野の技術協力の方向性について協議

現地の JICA 事務所、大使館、NEDO 等の関係機関と中国における今後の省エネ分野の技術協力の方向性について協議する。国別事業実施計画に基づく援助重点分野、開発課題との位置づけを確認する。中国に対しては2006年5月末の日中省エネルギー・環境総合フォーラム等で経済産業省等が主導で省エネ協力の枠組みを検討していることもあり、日本側が一体となって相乗効果を出せるよう十分な連携を図る。各機関の関係者からプロジェクト形成に必要な情報の収集を行う。

2-3 JICA の省エネルギー分野協力事業の紹介

中国側に対し、日本の省エネに関する先進的な政策や技術、及びそれらを活用してこれまで JICA が実施してきた技術協力プロジェクト、開発調査等の省エネ分野国際協力事業について紹介を行う。中国に対しての省エネプロジェクトとしては「大連省エネルギー教育センタープロジェクト」「中国鉄鋼業環境保護技術向上プロジェクト」の実施経験があるため、それらについても言及する。実績を踏まえたうえで、現在 JICA により実施可能な協力メニューを提示し、中国側の関心のある項目について詳細な説明を行う。

2-4 JICA による新規協力案に関する協議

「2-3」の協議の結果、中国側が JICA の協力関係の構築を希望する場合、中国側カウンターパート機関と省エネ協力の具体的な内容について協議を行う。あわせて、要請書の提出等の協力実施に必要な手続きについて説明する。ただし、協力内容の詳細については合意せず、必要に応じ今後協議を行ったうえで合意していくこととする。本プロジェクト形成調査では、中国側関係機関と JICA との初期の人脈構築に重点をおく。

第3章 調査結果

3-1 団長所感

(1) 研修

国家発展改革委員会環境・資源総合利用司は、2006 年末までに全人代に省エネルギー法改正（案）を提出するための省エネルギー法改正・制定に参考となる情報を研修で期待していると思われる。

日本における受入れ研修については、経済産業省が研修を実施することとなっている。JICA が研修を実施することとなると、要望調査票提出、研修要請書取り付けに時間がかかるうえ、経済産業省が実施する研修との重複を避けるための調整が必要となるため、JICA による研修実施の必要性は低いと思われる。

(2) セミナー

提案されたセミナーは、5月29日に開催された日中省エネルギー・環境総合フォーラムで国家発展改革委員会環境・資源総合利用司の質問に十分回答できなかったため、日本の省エネルギー法改正に関しての多数の質問がなされると考えられる。これらの全質問について十分回答できる専門家人材は少なくとも10名以上（省エネルギーセンター、エネルギー庁、業界団体）は必要と考える。

国家発展改革委員会環境・総合利用司の JICA への興味をひきつけるためには、本セミナーを JICA で実施することは好ましい。

しかし、提案されたセミナーのために JICA が要請前プロジェクト形成調査として実施するには、予算規模から経済産業省技術協力課と協議を要する。また、JICA が短期間のうちに専門家をリクルートできるかについては困難かと思われる。専門家リクルートについてエネルギー庁の全面的な支援があるという前提条件ならば実施は可能と思われる。

(3) 技術協力（機材、プロジェクト、開発調査）

JICA の協力・活動内容について国家発展改革委員会環境・資源総合利用司との協議時間が短かったこともあり必ずしも十分理解をしなかったためか、調査団が想定していた機材、技術プロジェクトに対する中国側の期待・興味を示さず、また早急に実施してほしいという発言はなかった。

また、国家発展改革委員会環境・資源総合利用司の発言で、技術協力内容について JICA が作成すべきとの発言があり、中国側の技術協力に対するオーナーシップは現時点において必ずしも十分ではないと思われた。中国側が十分 JICA の協力・活動内容について理解したか不安は残るが、少なくとも国家発展改革委員会環境・総合利用司から要請書作成等について質問があれば支援をする必要があると思われる。

(4) 今後の対応

国家発展改革委員会への JICA の協力・活動について十分な時間を調整し、説明を行うと同時に、国家発展改革委員会がオーナーシップを醸成することが必要である。

今回の調査では中国省エネ関係機関の一部を訪問し情報収集・協議した。協力内容・範囲を検討するには、さらに関係機関各々の業務内容、人材、財政等について調査、分析を行う必要があ

る。この分析結果に基づき JICA として協力できるプロジェクトの範囲、カウンターパート機関等を国家発展改革委員会と協議をしながら絞り込むことが妥当と思われる。具体的には、2006 年度内に国・課題別事業計画関係費による省エネ関係組織、業務内容、人材、財政、法制度等について役務提供コンサルタント（1MM）とローカルコンサルタントを使って調査を行うことが考えられる。

国家発展改革委員会提案のセミナーについて、予算面、リクルートの点から至急実施の検討を要する。

(5) 対中国への省エネプログラム協力

第 11 次 5 ヶ年計画では計画末時点（2010 年）において、GDP 単位当たりのエネルギー消費量を前 5 ヶ年計画末時点より 20%引き下げることが目標としている。この目標に沿った JICA の対中国プログラムの一つとして省エネは重要と考える。

現在の省エネプログラムにおける実施中または今後想定されるプロジェクトは以下のとおり。

- ・鉄鋼環境保護技術向上プロジェクト（実施中）
- ・住宅基準省エネプロジェクト（採択済み）
- ・省エネ関連法制度・標準化・認証等整備支援プロジェクト（国家質量監督検閲検疫総局）
- ・エネルギー管理士・診断士養成プロジェクト（未定）
- ・エネルギー管理士・診断士登録制度プロジェクト（中国節能協会）
- ・民間による省エネルギービジネス（ESCO）調査（国家発展改革委員会・EMCA）

3-2 主要な省エネルギー関係法制度

法制度	内容
『国家第 11 次 5 ヶ年計画』	省エネ政策を堅持し、エネルギーの供給を保証し、経済の持続可能な発展を確保し、資源節約型の社会を構築することを提起している。2010 年における 1 万元当たりの GDP エネルギー消費原単位を 2005 年レベルと比較して 20%削減し、汚染物質の発生も 10%抑える目標が盛り込まれている。
『省エネルギー技術政策大綱（省エネ大綱）』	国家計画委員会、国家経済貿易委員会、国家科学技術委員会により 1996 年 5 月に公布。目標省エネ水準と方途を示すもの。具体的対策の言及はない。
『省エネルギー中長期計画』	国家発展改革委員会により 2004 年 11 月 25 日に公布。2020 年まで年平均 3%省エネ達成の目標を掲げ、具体的な対策としては「省エネ 10 大重点プロジェクト」等を掲げている。その中には中国に 150~200 か所あるといわれる省エネルギーセンターの機能強化が盛り込まれている。
『エネルギー法（未成立）』	改革開放以来、一部のエネルギー関連法規が施行されているが、エネルギー基本法の制定が停滞している。そのため、2005 年の 3 月にエネルギー法の起草に取り組み始めている。
『省エネルギー法』	1997 年 11 月第 8 会全人代採択、98 年施行。省エネの基本法。エネルギー管理者制度、省エネラベリング制度の基礎となる条項が含まれており、日本の省エネルギー法に類似する様々な規制が書かれている。法律に違反した場合の罰則（罰金、操業停

	止など)も定められており厳しい内容。一方、エネルギー管理者の設置義務はあるが資格制度はないなど、省エネルギー法のブレイクダウンとなる細則の整備が遅れている。また、法律はあるが実行が伴っていないのが現状。実態的に法律が機能することを目指し、全人代の主導で同法の改正作業が2007年末発効を目処に進行中である。地方省エネ組織、国家と各省の関係、省エネ管理者制度、監視制度、優遇税制、改善指示、罰則などの曖昧な規定を明確にして省エネの管理を徹底する方向で検討されている。地方監視センター強化も盛り込まれる方向である。
『重点エネルギー利用企業省エネ管理法』	1999年施行。年間エネルギー消費量が1万トン以上(省レベルの企業は5000-10000)企業を対象にして、発展改革委員会がその省エネ活動を管理監督することを定めている。各省エネルギーセンターが実施する監視の根拠となる法律。省エネルギーに関する投入の増加を定めたほか、罰則規定、奨励規程もある。
『エネルギー効率標識管理法』	2005年3月1日に施行。日本の「販売事業者へのトップランナー危機の省エネルギー性能(消費電力、燃料など)の表示義務」とほぼ内容的には同様。
『公共建物省エネ設計基準』	新規、拡充、改築のすべての公共建築に抵抗し、建築物保温性の向上、供熱、通風、空調設備の能率の改善、照明システムの能率更新などを通じて、80年比、エネルギー消費量50%削減を目標にしている。
『電気節約管理方法』	2000年実施。国家計画委員会が「省エネ法」「電力法」に基づいて制定し、公表した。電気節約管理、電力需要側管理、電気節約技術の推進及び奨励規程、罰則規定が定められている。
その他の細則・基準等	『ルームエアコン COP 限度値及び省エネ測定方法』 『家庭用冷蔵庫消費電力量の限度値及び省エネ測定方法』 『運輸車輛エネルギー利用監視方法』 『運輸船舶エネルギー利用監視評価方法』 『暖房設備供給建築省エネ検査基準』 『地区住居建築省エネ設計基準』 『省エネ製品の政府調達に関する実施意見(2005年1月22日)』 等
各省・市等のローカル条例等	上記の国家全体の法制度のほかに、それらを受けた形でローカルの法制度が存在する。例えば、国家第11次5ヵ年計画を受けて北京市などでは市の中で省エネ数値目標を設定し、それを達成するための工場・ビルの省エネ努力義務強化、省エネルギーセンターによる監視強化などの規制がある。上海市では第10次5ヵ年計画の際に建築省エネ活動ステップバイステップ実施計画表、建築省エネ実施要領等があった。

3-3 主要な省エネルギー関連組織

組織名	概要
国家発展改革委員会 (政府)	2003年3月の全人代での国家最高指導部の人事交代と行政組織改革で、旧国家経済貿易委員会と旧国家発展計画委員会が改組されて設立された。日本の経済産業省に相当。国務院に所属。省エネに関する主要な部署は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・国家エネルギー指導グループ（トップは温家宝）＞エネルギー指導グループ弁公室（トップは上級大臣） ・環境・資源综合利用司：主に需要側のエネルギーに関する事項を所掌。 ・能源局：主に供給側のエネルギーに関する事項を所掌。電力、石炭等さらに担当部署が細分化される。 ・気候変化調整委員会：CDM関係を所掌。 ・世界銀行 GEF 中国エネルギー促進プロジェクト弁公室
科学技術部 (政府)	JICA 協力の中国政府側公式窓口。発展改革委員会と組織的には同列だが、実質的にはワンランク下の存在。窓口としてだけでなく、省エネに関しては研究開発、CDM 関連事項等も扱っている。
商務部 (政府)	日中省エネルギー・環境総合フォーラムの際の我が国経済産業省の直接的なカウンターパート省庁。
建設部 (政府)	日本の国土交通省に相当。省エネに関しては発展改革委員会とは別に断熱材等の建築基準を通した取り組みを行っている。
国家質量監督検閲検疫総局 (政府)	国務院所属、国家発展改革委員会と同等の政府機関。あらゆる分野における標準策定、認証、計量に関する事項を扱っている。省エネについては、監測基準、機器性能基準、建築基準等の作成時に国家発展改革委員会のパートナー機関の一つとして共同作業を行っている。エネルギー管理士、診断士等の資格制度が立ち上がった場合、所掌機関となる。
EMCA Energy Management Contract Association (中央事業単位)	日本の ESCO 協議会 (JAESCO) に相当。政府の政策に対する協力を行っているが、組織的には政府機関ではなく「事業単位」として独立採算性になっている。ESCO ビジネスのプロモーション活動を行っている。職員数は10人程度。174社のEMC (Energy Management Contract Association、合同能源管理。ESCOと同義) が登録しており、EMC人材リソースを活用した研修等も行っている。
能源研究所 (中央事業単位)	国家発展改革委員会能源司傘下のエネルギーに関する研究所 (事業単位)。政策提案、法律のドラフト作り、CDM の新しい政策の研究等を行っている。エネルギー関連の技術者を多く有しており、ノウハウがある。
中国節能協会／中国節能服務協会／全国節能計量測定技術服務中心／全国節能監測管理中心 (中央事業単位)	中国においては唯一全国を所管する省エネルギーセンター。同一組織で4枚看板となっており、看板別にそれぞれ組織機能が定義されている。国家質量監督検閲検疫総局中国計量科学研究院生物・能源・環境計量科学和測量技術研究所の傘下。民間の工場、ビル等が登録しており、会員の助成金によって成り立っている。1984年に設立、2005年における人員は正式職員20名で、他に臨時職員9名。省エネ技術測定サービスの能力はボイラー・変圧器・モーターなどの単一機器レベルに限られ、かつその深度は深くない。ボイラー・変圧器・モーターの測

	<p>定機材を保有し、機材の運搬のため小型商用車を保有している。主要業務は省エネの普及促進であり、例えば中国節能協会として、調査研究、政策広報、ニュースレター（簡報）発行、省エネ診断サービス、新製品新技術紹介、研修・セミナー・展覧会開催等を、全国節能監測管理中心として監測方法の策定と各地の省エネルギーセンターへの周知、各地の省エネルギーセンターの監測能力の審査等を行っている。</p>
<p>節能環保服務中心／節能監測中心 （地方事業單位）</p>	<p>地方政府（省または市）の管轄下で設置している。中国政府としては、ウイグル自治区など一部の地域を除いてすべての省に最低1つの省エネルギーセンターを有しているべきとの方針がある。現在は JICA が協力を行った大連が最も大きく、北京、上海、遼寧、山東等にある。活動内容は各センターによって異なるが、省エネルギー診断、啓蒙普及活動等を実施。</p>
<p>石炭・電気省エネルギーセンター （地方事業單位）</p>	<p>ローカルガバメントの發展改革員会産業發展処傘下の事業單位。詳細は不明。</p>
<p>節能監測駅 （地方事業單位）</p>	<p>ローカルガバメントの質量技術監督局傘下にある事業單位。ローカルの各質量技術監督局は国家質量監督檢驗檢疫総局と業務関係がある。發展改革委員会系とは別の系列。監測に関することを行っていると思われるが、詳細は不明。各地に100箇所近くあるという情報がある。</p>
<p>業界団体 （民間）</p>	<p>中国鉄鋼協会、セメント協会などの業界団体の中には、独自に省エネ努力、研究開発等を行っている団体もある。JICA の鉄鋼環境保護プロジェクトカウンターパート機関である鋼鉄研究総院などは鉄鋼に関する省エネ研究開発を行っている。</p>

付 属 資 料

1. 日中省エネ・環境総合フォーラムにおける日中間の協力合意事項について
2. 日中省エネ・環境総合フォーラムで使用した JICA パンフレット
3. 中国省エネ関係組織相関図
4. 中国中央・政府機関組織図
5. 国家発展改革委員会業務分掌表（参考資料）
6. 中国のエネルギー関連法律について（JICA 中国事務所勉強会資料）
7. 議事録集

News Release



平成18年6月2日
経済産業省
資源エネルギー庁

日中省エネ・環境総合フォーラムにおける日中間の 協力合意事項について

平成18年5月29日（月）～31日（水）に東京にて開催された「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」において、日中政府間及び民間企業間で合意に至った協力事項を以下のとおりお知らせします。

1. 日中政府間の合意

(1) 省エネルギー政策に関する政策対話の実施

日本側：経済産業省資源エネルギー庁（小平長官）

中国側：国家発展改革委員会（姜副主任）

中国における省エネを推進するため、省エネ推進の制度構築や実効性確保といった政策課題等について日中政府間で率直な意見交換を行うとともに、今後の日中間での省エネルギー協力の具体的な内容や進め方、目指すべき成果等について認識を共有するため、資源エネルギー庁と国家発展改革委員会との間での「政策対話」の枠組みを新たに構築することに合意。

本政策対話の実施により、今後省エネ分野での両国政府の交流を強化し、対中協力を継続的・実効的なものとしていく。

具体的な開催時期等については今後両国で調整する。

(2) 省エネルギー分野における人材育成協力

日本側：経済産業省資源エネルギー庁（小平長官）

中国側：国家発展改革委員会（姜副主任）

中国政府の要請を受け、中国の省エネ法制度の整備やその実効性の確保のため

め、中央政府及び地方政府の職員、法執行にあたる機関の職員等で、将来、中心的な立場で中国の省エネ制度の構築・運用に携わる人材の育成を支援するため、日本側で新たに受入研修等を実施することを合意。

期間、人数等については今後調整していくが、5年間で数百名規模を想定。

注) 日本側としては、省エネセンター、JICA、NEDO等の機関と協力し、具体的なプロジェクトを実施していく予定。

(3) 石炭の生産・保安分野における研修事業

日本側：経済産業省資源エネルギー庁（小平長官）

中国側：国家安全生産監督管理総局国際合作司（林国際合作司副司長）

現在実施している中国の技術者に対する石炭の生産・保安分野の研修事業について、平成19年度以降、発展・継続する方向で合意。

(参考)

アジア地域のエネルギー需要の増大等を受け、今後経済産業省ではアジア地域での省エネ協力を推進。このため、「新・国家エネルギー戦略」のなかで「アジア・省エネルギー・プログラム」を策定予定。

そのなかでも、とりわけ世界で最もエネルギー消費を伸ばしつつある中国は最も重要な協力パートナーであり、本フォーラムは我が国のアジア省エネ協力の具体的な第一歩。今後、具体的な協力として1.「日中省エネ対話」の開催、2. 省エネ分野の中国人材の育成支援を行っていく。

2. 民間ベースの合意

(1) 合弁会社「浜海中日能源管理(天津)有限公司」の設立

日本側：矢崎総業株式会社（矢崎会長）

中国側：天津経済技術開発区投資公司（張董事長）

矢崎総業及び日本エナジーイニシアティブ社と天津経済技術開発区の2社による「省エネルギーの診断、技術サービス、管理コンサルタント」を行う合弁会社の設立に関する契約について調印。

(2) 国際環境技術移転センター (ICETT) と天津経済技術開発区管理委員会の委託業務契約に基づく覚書

日本側：国際環境技術移転研究センター（倉専務理事）

中国側：天津技術開発区管理委員会（李主任）

財団法人国際環境技術移転センターが、天津経済技術開発区管理委員会の委託・要請を受け、天津技術開発区を対象にした調査研究や、工業排水処理技術に関する研修の実施、同区における環境技術紹介セミナーの実施について覚書を交換。

(3) 日立アプライアンス株式会社と深セン嘉力達実業有限公司との製品調達契約

日本側：日立アプライアンス（株）（西常務取締役）

中国側：深セン嘉力実業有限公司（李主任）

日立アプライアンスと深セン嘉力実業有限公司の間で省エネ効果の高いオフィスビル用空調システムである、マルチエアコンインバータタイプ8400台の調達契約書を調印。

(本発表資料のお問い合わせ先)

1. (1)、(2)についての問い合わせ

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部政策課

担当者：国際協力推進室 室長 高見 牧人、小泉、筑紫

電話：03-3501-1728（直通）

1. (3)についての問い合わせ

資源エネルギー庁 資源・燃料石炭課

担当者：資源・燃料石炭課長 谷 明人、川原

電話：03-3501-1727（直通）

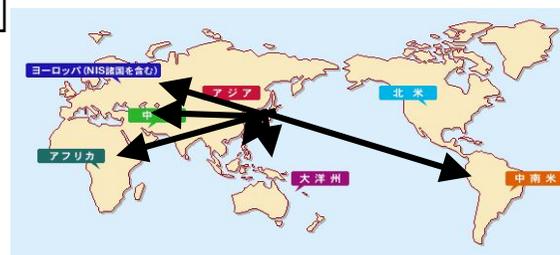
2. についての問い合わせ

通商政策局北東アジア課

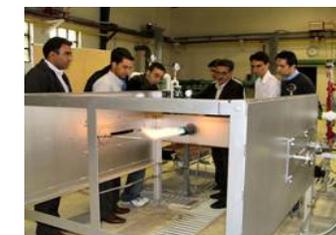
担当者：北東アジア課長 田中 茂明、加藤

電話：03-3501-0531（直通）

JICA省エネルギー分野 協力実績



プロジェクト名	協力形態	協力期間
タイ王国/省エネルギープロジェクト開発計画調査	開発調査	1982 - 1984
中華人民共和国/工業省エネルギー計画調査	開発調査	1985.10-1986.9
アルゼンチン共和国/工場省エネルギー計画調査	開発調査	1987.12-1989.1
ハンガリー共和国/省エネルギー計画調査	開発調査	1991.7 - 1992.8
ブルガリア/省エネルギー計画	開発調査	1992.2 - 1994.1
中華人民共和国/大連中国省エネルギー教育センター	技術協力プロジェクト	1992.7 - 1997.7
アルゼンチン共和国/工業分野省エネルギー	技術協力プロジェクト	1995.7 - 2000.6
イラン・イスラム共和国/エネルギー最適利用計画	開発調査	1995.9 - 1997.9
ブルガリア共和国/省エネルギーセンター	技術協力プロジェクト	1995.11-2000.10
トルコ共和国/エネルギー利用合理化計画調査	開発調査	1995.11-1997.2
ポーランド共和国/省エネルギー計画マスタープラン調査	開発調査	1997.3 - 1999.1
マレーシア/省エネルギー促進計画調査	開発調査	1998.1 - 1999.2
トルコ共和国/省エネルギー	技術協力プロジェクト	2000.8 - 2005.7
タイ王国/エネルギー管理者訓練センター	技術協力プロジェクト	2002.4 - 2005.4
中華人民共和国/鉄鋼業環境保護技術向上	技術協力プロジェクト	2002.9 - 2007.8
イラン・イスラム共和国/省エネルギー推進	技術協力プロジェクト	2003.3 - 2007.2
ポーランド共和国/ポーランド日本省エネルギー技術センター	技術協力プロジェクト	2004.7 - 2008.6
スリランカ民主社会主義共和国/省エネルギー	技術協力プロジェクト	プロジェクト形成中
インドネシア共和国/省エネルギー調査	開発調査	プロジェクト形成中
サウジアラビア王国/省エネルギー調査	開発調査	プロジェクト形成中



イラン省エネルギー推進プロジェクト



中国鉄鋼業環境保護技術向上プロジェクト



ポーランド・日本
省エネルギー技術センタープロジェクト

研修員受入：

アルゼンチン、アルバニア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、エストニア、エチオピア、エジプト、オマーン、韓国、カンボジア、グアテマラ、ケニア、コロンビア、コートジボアール、クロアチア、キューバ、サウジアラビア、スロバキア、セルビアモンテネグロ、シリア、スリランカ、タイ、タンザニア、チェコ、中国、チュニジア、チリ、トルコ、ドミニカ共和国、バーレーン、バングラデシュ、ハンガリー、バヌアツ、パキスタン、パラグアイ、パレスチナ、ブラジル、ブルガリア、フィジー、フィリピン、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、ポーランド、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モロッコ、ユーゴスラビア、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

その他：

個別専門家派遣（タイ等）、準高級研修員受入（サウジアラビア等）、第三国研修（トルコ アルバニア、アゼルバイジャン、ボスニア、ブルガリア、グルジア、ハンガリー、イラン、カザフスタン、ポーランド、キルギスタン、マケドニア、パキスタン、ルーマニア、スロベニア、シリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）、第三国専門家派遣（アルゼンチン ウルグアイ）、シニア海外ボランティア派遣（トルコ）等

JICA省エネルギー分野 協力メニュー

A. 省エネ関連法制度整備支援

包括的な省エネルギーマスタープランの提案
省エネルギー法体系、政省令、実施細則のドラフト提案
エネルギーバランス、将来の需要想定の実施
エネルギー管理者制度の制度設計、人材育成計画設計
トップランナー方式等による電気製品、建築等の省エネ基準策定
省エネラベリング制度の制度設計、フィージビリティ調査
省エネルギーセンターの制度設計
省エネ財政スキーム（低利融資、税制優遇、補助金等）提案
Building Energy Management System (BEMS)の紹介
Heat Energy Management System HEMSの紹介
先進的省エネ技術に関する情報提供
省エネデータベースのシステム構築、データ収集・整理

B. 省エネセンターのキャパシティ・ディベロップメント

組織運営能力向上
エネルギー管理者研修能力向上
カリキュラム・テキスト類の作成
座学講師、実習インストラクターの育成
実習設備・機材の供与
工場・ビルへの営業・広報活動
工場・ビルへのエネルギー診断能力向上
エネルギー診断用測定機器類の供与
データ収集・分析技術移転
省エネポテンシャル発掘技術移転
実地測定技術移転
エネルギー診断レポート作成技術移転
省エネ提案のためのグッドプラクティス提供
省エネ啓発普及能力向上
政策策定のための調査、政策提言能力向上

C. 省エネ政策担当行政官のトレーニング

本邦での政策研修
日本の省エネ法制度、政策、実施体制等の紹介
省エネ基礎技術（熱・電気）の紹介
優良工場・ビル訪問による省エネ優良事例の紹介
政策アドバイザー派遣によるOJT

D. エネルギー最終消費者への省エネ啓発普及活動、対話の促進・周旋

省エネデータベース整備
広報ツール（ホームページ、パンフレット等）の作成
セミナー、コンファレンス、展示会、シンポジウム、研究会、フォーラム、カンパニ等の開催
省エネ優良事例に対する表彰制度の提案、パイロット的实施
一般市民の省エネ型生活のデザイン、広報

E. 工場・ビルのエネルギー管理者、エネルギー診断技術者の育成

本邦でのエネルギー管理、エネルギー診断技術研修の実施
当該国または第三国の省エネセンターを活用したトレーニングの実施

F. 省エネ関連R&D（研究開発）支援

当該国の研究機関が実施中の省エネ関連R&Dに対する助言、評価
先進的省エネ技術の情報提供

G. 民間による省エネビジネス（ESCO）促進

ESCO導入基礎調査
技術ガイドライン作成、導入マニュアル作成
金融機関・ESCO事業者の能力開発
ESCO優良事例集の編集・発行、セミナー等の普及啓発活動
ESCO協会設立、ESCO事業者設立・認証支援
事業開拓のためのパイロットプロジェクト実施
優遇税制、低利融資、ローンギャランティー、補助金の提案

H. 電力分野（発・送・配電、電力消費）省エネの推進

発電所の効率改善プログラムの実施
電力のDemand Side Managementに関する技術移転
長期・短期電力需要想定と発電計画提案

I. 省エネモデル地域（首都・主要都市・工業地帯等）での省エネ推進

J. エネルギー多消費産業（製鉄、セメント等）での省エネ推進

日本国内の省エネルギー政策

[全般方針策定]

- ・エネルギー政策基本法の制定
- ・省エネルギー法の制定、及び改正による強化
- ・地球温暖化対策推進要綱の制定

[産業部門への施策]

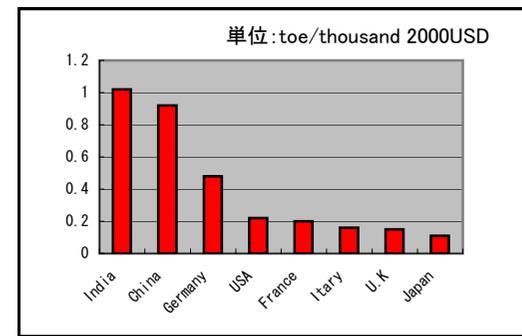
- ・省エネルギー法に基づくエネルギー管理者制度（エネルギー管理士資格、エネルギー管理人材への研修等含む）
- ・経団連環境自主行動計画とそのフォローアップ
- ・省エネルギーに資する技術・設備の導入、普及のための助成制度（低利融資・税制優遇・補助金制度）
- ・産業部門ESCOに対する助成制度（低利融資・税制優遇・補助金制度）
- ・省エネルギー広報・啓蒙普及活動（省エネルギーセンターを通じた情報提供、技術支援、省エネルギー手帳など各種出版物の発行など）

[民生部門への施策]

- ・トップランナー方式による機器の効率改善
- ・省エネルギー法に基づく住宅・建築物の省エネルギー性能の向上
- ・省エネルギーに資する技術・設備の導入、普及のための助成制度（低利融資・税制優遇・補助金制度）
- ・民生部門ESCOに対する助成制度（低利融資・税制優遇・補助金制度）
- ・国民のライフスタイルの抜本的変革（省エネルギーラベリング制度、スマートライフ促進、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議の決定に基づく広報）
- ・省エネルギー広報・啓蒙普及活動（省エネルギー性能カタログ、国際エネルギースタープログラムなど）

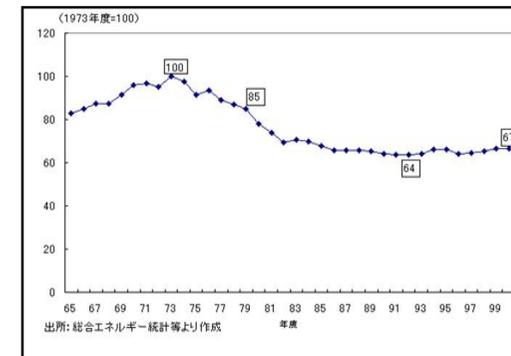
[運輸部門への施策]

- ・省エネルギー法を基礎としたトップランナー方式による自動車燃費の改善強化
- ・車のアイドリングストップによる省エネルギー
- ・クリーンエネルギー自動車の普及促進
- ・個別輸送機器のエネルギー消費改善
- ・政府による技術開発
- ・物流効率化、交通対策
- ・テレワークの促進



[原単位各国比較表 (TPES/GDP)]

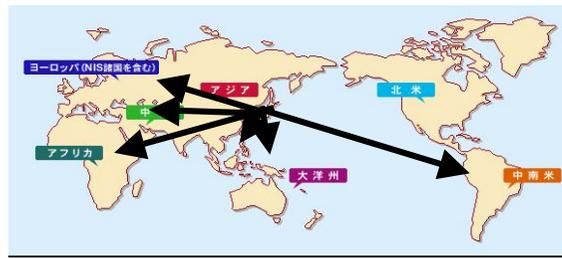
* 日本のエネルギー原単位は世界一



[日本のエネルギー原単位の推移]

* 日本は1973-92年の20年間で国全体のエネルギー原単位約3割削減に成功

JICA节能领域 合作事例



项目名称	合作形式	合作期间
泰国/节能项目开发计划调查	开发调查	1982 -1984
中华人民共和国/工业节能计划调查	开发调查	1985.10-1986.9
阿根廷共和国/工厂节能计划调查	开发调查	1987.12-1989.1
匈牙利共和国/节能计划调查	开发调查	1991.7 -1992.8
保加利亚/节能计划	开发调查	1992.2 -1994.1
中华人民共和国/大连中国节能教育中心	技术合作项目	1992.7 -1997.7
阿根廷共和国/工业领域节能	技术合作项目	1995.7 -2000.6
伊朗·伊斯兰共和国/节能最合理使用计划	开发调查	1995.9 -1997.9
保加利亚共和国/节能中心	技术合作项目	1995.11-2000.10
土耳其共和国/能源利用合理化计划调查	开发调查	1995.11-1997.2
波兰共和国/节能计划重点规划调查	开发调查	1997.3 -1999.1
马来西亚/节能促进计划调查	开发调查	1998.1 -1999.2
土耳其共和国/节能	技术合作项目	2000.8 -2005.7
泰国/能源管理人员训练中心	技术合作项目	2002.4 -2005.4
中华人民共和国/钢铁行业环境保护技术提高	技术合作项目	2002.9 -2007.8
伊朗·伊斯兰共和国/节能推进	技术合作项目	2003.3 -2007.2
波兰共和国/波兰日本节能技术中心	技术合作项目	2004.7 -2008.6
斯里兰卡民主社会主义共和国/节能	技术合作项目	立项中
印度尼西亚共和国/节能调查	开发调查	立项中
沙特阿拉伯/节能调查	开发调查	立项中



伊朗节能推进项目



中国钢铁行业环境保护技术提高项目



波兰·日本节能技术中心项目

培训人员的接纳:

阿根廷、阿尔巴尼亚、伊朗、印度、印度尼西亚、乌克兰、乌拉圭、埃斯托尼亚、埃塞俄比亚、埃及、阿曼、韩国、柬埔寨、危地马拉、肯尼亚、哥伦比亚、象牙海岸、克罗地亚、古巴、沙特阿拉伯、斯洛伐克、塞尔维亚、叙利亚、斯里兰卡、泰国、坦桑尼亚、捷克、中国、突尼斯、智利、土耳其、多美尼加共和国、巴林、孟加拉国、匈牙利、瓦努阿图、巴基斯坦、巴拉圭、巴勒斯坦、巴西、保加利亚、斐济、菲律宾、越南、委内瑞拉、秘鲁、洪都拉斯、波兰、马来西亚、南非、墨西哥、摩尔多瓦、蒙古、摩洛哥、南斯拉夫、约旦、拉脱维亚、立陶宛、罗马尼亚

其他:

个别专家派遣（泰国等）、中高级培训人员接纳（沙特阿拉伯等）、第三国培训（土耳其→阿尔巴尼亚、阿塞拜疆、波斯尼亚、保加利亚、格鲁吉亚、匈牙利、伊朗、哈萨克斯坦、波兰、吉尔吉斯斯坦、马其顿、巴基斯坦、罗马尼亚、斯洛文尼亚、叙利亚、塔吉克斯坦、土库曼斯坦、乌兹别克斯坦）、第三国专家派遣（阿根廷→乌拉圭）、高级海外志愿者派遣（土耳其）等

JICA节能领域 合作菜单

A. 节能相关法制法规完善方面的协助

总体节能重点计划的建议
节能法规体制、政令、实施细则草案的建议
能源平衡、未来需求预测的实施
能源管理人员制度的设计、人才培养计划的设计
采用TOP RUNNER等方式制定电器产品，建筑等的节能基准
节能标志制度的制度设计、可行性调查
节能中心的制度设计
节能财政规划（低息融资、税制优惠、补助金等）的建议
建筑物能源管理系统(BEMS)的介绍
热能管理系统HEMS的介绍
先进节能技术相关信息的提供
节能数据库的系统架构、数据收集·整理

B. 节能中心的容量·发展

组织运作能力的提高
能源管理人员培训能力的提高
课程·教材的编制
课堂讲师、实习指导员的培训
实习设备·器材的提供
面向工厂·楼宇的营业·宣传活动
对工厂·楼宇能源诊断能力的提高
能源诊断用测定器材类的提供
数据收集·分析技术的转移
节能潜力发掘技术的转移
现场测定技术的转移
能源诊断报告编制技术的转移
为提出节能建议提供良好实践
节能启发普及能力的提高
为制定政策的调查、政策建议能力的提高

C. 节能政策负责行政官员的培训

在日政策培训
日本节能法制度、政策、实施体制等的介绍
节能基础技术（热·电）的介绍
访问节能先进工厂·楼宇，听取节能先进事例介绍
派遣政策顾问，进行在职培训

D. 促进·牵头推进面向能源最终消费者的节能启发普及活动、对话

节能数据库的完善
宣传资料（网页、说明书等）的编制
举办讲座、研讨会、展示会、座谈会、研究会、论坛、宣传活动
对节能先进事例表彰制度的建议、选拔先进的实施
一般民众节能型生活的设计、宣传

E. 工厂·楼宇能源管理人员、能源诊断技术人员的培训

在日能源管理、能源诊断技术培训的实施
有关该国或第三国节能中心有效利用相关培训的实施

F. 节能相关R&D（研究开发）的支援

对该国研究机构进行中的节能相关R&D的建议、评价
提供先进的节能技术信息

G. 促进民间节能商务（ESCO）

ESCO引进基础调查
技术方针、引进指导规程的编制
金融机关·ESCO从业者的能力开发
ESCO先进事例集的编制·发行、开办讲座等的普及启发活动
设立ESCO协会、支持成立·认证ESCO从业者
为开拓事业的领航性项目的实施
优惠税制、低息融资、低额保证、补助金的建议

H. 电力行业（发·送·配电、电力消费）节能推进

发电厂效率改善规划的实施
电力需求管理相关技术转移
提出长期·短期电力需求预测和发电计划建议

I. 节能典型地区（首都·主要都市·工业区等）的节能推广

J. 能源高消费产业（钢铁、水泥等）的节能推进

日本国内的节能政策

[总体方针制定]

- 能源政策基本法规的制定
- 由制定、修改节能法规强化节能
- 推进地球温暖化对策纲要的制定

[针对产业部门的举措]

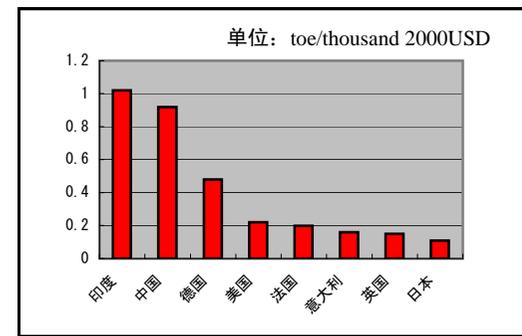
- 依据节能法的能源管理者制度（包括能源管理士资格、能源管理人才培养）
- 经团连环境自主行动计划及其实施
- 为了引进、普及节能所需技术·设备的补助制度（低息融资·税制优惠·补助金制度）
- 产业部门ESCO的补助制度（低息融资·税制优惠·补助金制度）
- 节能宣传·启蒙普及活动（通过节能中心的信息提供、技术支持、发行节能手册等的各类出版物）

[针对民政部门的举措]

- 采用TOP RUNNER方式改善机器效率
- 依据节能法的住宅·建筑物节能性能的提高
- 为了引进、普及节能所需技术·设备的补助制度（低息融资·税制优惠·补助金制度）
- 对于民政部门ESCO的补助制度（低息融资·税制优惠·补助金制度）
- 国民生活习惯的根本性改革（节能标志制度、聪慧生活的促进、依据节能·节省资源对策推进会议省厅联席会议的决定的广报
- 节能宣传·启蒙普及活动（节能性能说明书、国际能源明星项目等）

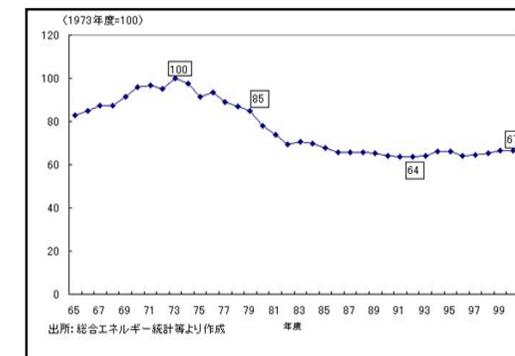
[针对运输部门的举措]

- 以节能法为基础的TOP RUNNER方式对汽车燃料费用的改善强化
- 利用汽车停车时停止引擎的方法节能
- 清洁能源汽车的普及促进
- 个别运输设备的能源改善
- 政府的技术开发
- 物流效率化、交通对策
- 促进远程办公



[各国能源对GDP的消耗率比较表 (TPES/GDP)]

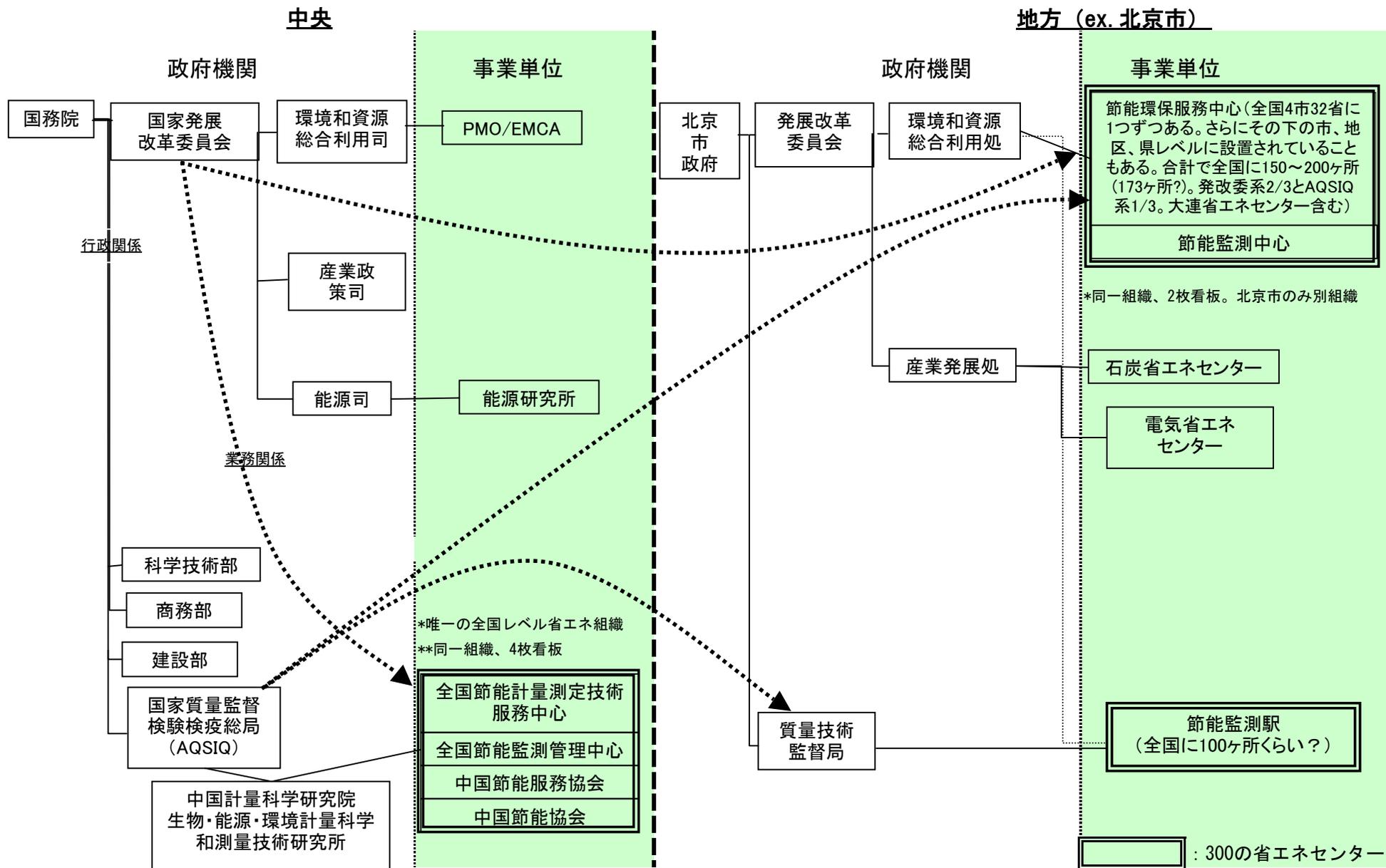
* 日本的能源对GDP消耗率是世界最低



[日本能源对GDP的消耗率统计图示]

* 日本在1973-92年的20年中成功地将能源对GDP的消耗率降低3成

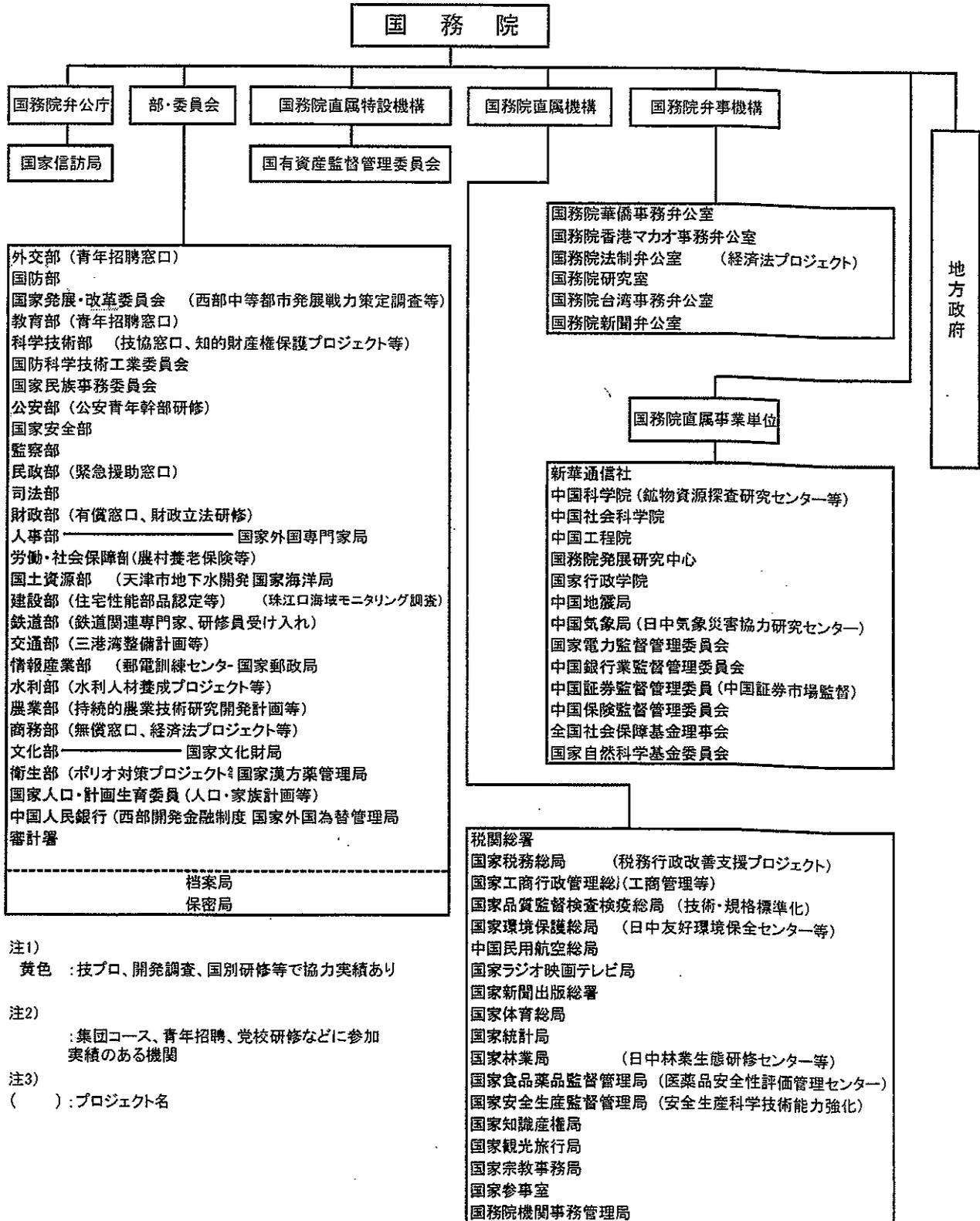
3. 中国省エネ関係組織相関図



4. 中国中央・政府機関組織図

— 中央・政府機関 —

憲法が規定する中国の国家機構の中の人民代表大会、人民政府、人民法院、人民検察院それぞれは、法律上の地位と管轄範囲に基づいて中央機構と地方機構に分かれる構造になっている。国家の最高行政機関は国務院、すなわち中央人民政府であり、最高国家権力の執行機関となっている。国務院は、全国人民代表大会（閉会中は全国人民代表常務委員会）に対して責任を負うとともに活動報告を行う。



注1) 黄色 : 技プロ、開発調査、国別研修等で協力実績あり

注2) : 集団コース、青年招聘、党校研修などに参加実績のある機関

注3) (): プロジェクト名

国家発展・改革委員会 国家発展和改革委員会
National Development and Reform Commission

〒100824 北京市西城区月壇南街38号
TEL: 10-6850-2114 URL: <http://www.sdpc.gov.cn>
主任 馬凱
副主任 王善正 刘江 李盛霖 张国宝 李子彬 朱之鑫 姜伟新
歐新黔 张晓强

- (1) 国民経済及び社会の発展戦略、中長期計画、年度発展計画を作成、実施する。経済の全体バランス、成長速度、経済構造に関する政策目標を提議する。様々な経済手段と政策運用を提案する。
- (2) 国内外の経済情勢、発展状況を分析し、マクロ経済予測を行う。国家経済の重要安全事項を研究し、マクロ政策調整を提案する。経済活動調整と問題解決を行う。
- (3) 財政、金融部門の国民経済及び社会発展状況を分析する。財政政策、通貨政策を研究し、産業政策、価格政策を制定する。財政、金融、産業、価格政策実施を監督し、効果分析を行う。固定価格商品価格、料金徴収システムを制定、調整する。対外債務総額操作、構造改革を実施監督し、国際収支バランスを維持する。
- (4) 経済体制改革と対外開放の重要問題を研究し、総合経済体制改革案を作成する。
- (5) 固定資産投資規模、大規模プロジェクト分布に関する提案を行う。国外融資資源のインフラ建設資金使途を指導監督する。政策融資の使途を指導監督する。外資利用と国外投資関連戦略を策定し、構造改革を推進する。国家投資、国家重点、外資プロジェクト等を計画する。重大プロジェクト視察員を管理する。
- (6) 産業構造の調整改善を進める。重要産業の発展戦略を策定する。農業、農村経済発展に関する重要問題を分析調整する。工業発展を指導し、工業化及び情報化を推進する。工業発展計画を作成し、業界技術法規、業界基準を作成する。石油、天然ガス、石炭、電力等のエネルギー開発を行う。技術発展、産業近代化をマクロ指導し、ハイテク産業発展を推進する。
- (7) 地域経済を分析し、発展計画を作成する。

- 地域経済協力を調整する。
- (8)国内外市場の需給状況を研究する。
 主要商品の国内需給、輸出入バランスを調整する。
 主要農産物の輸出入計画を作成し、食糧のマクロバランスを調整する。
 国家備蓄食糧物資を管理する。
 穀物、綿花、石油等の主要製品の調達、備蓄、市場投入を指導監督する。
- (9)社会事業、国防インフラ整備事業と経済発展のバランスを維持し、研究成果の商用化を推進する。
 社会経済の相互発展に資する政策提言を行い、社会事業分野の諸問題を調整処理する。
- (10)資源の有効利用、環境保護に関する政策プロジェクトを企画、実施する。
- (11)所有制構造、企業組織構造の発展政策を策定し、企業間の公正な競争と相互発展を推進する。
- 非国有経済の発展政策を策定する。
- (12)雇用促進、収入分配調整、社会保障と経済の相互発展に関する政策を策定する。
- (13)国民経済の発展、対外開放に関する行政法規を立案、実施する。
 國務院の規定により、國家糧食局、國家煙草專売局を管理する。

機能調整の概略

- ①他部門から権限移譲された機能
- 國務院經濟体制改革办公室の職務
 - 工業分野の発展計画、産業政策の策定、経済活動調整、技術革新と投資の管理、中小企業の発展推進、重要工業品と原材料の輸出入計画、資源の有効活用推進、技術革新と重要設備の研究開発、食塩販売業界管理等、元國家經濟貿易委员会の権限。
- ②他部門へ権限移譲した機能
- 農産物輸出入計画の実施権限を商務部に移譲。
- ③変更された機能
- 投融资体制改革の加速
 投資者の主体性、銀行貸付審査の独立性、融資方法の多様性、仲介サービスの規範化、政府による全体管理の有効性等、新型投融资体制を確立し、企業投資者としての主体性を高める。
 - 政府の管理調整能力を強化し、微細管理事務への干渉を減少させる。
 經濟發展改革、社会安定に関わる重要問題の研究を強化し、社会經濟の発展と改革開放をマクロ的視点で指導調整する。
 - 行政審議や經濟活動に対する行政干渉の減少、發展戰略の研究と策定能力

力の強化。競争の激しい業界に自律を促し、政府管理をマクロ指導に転換する。

4. 商業銀行の固定資産投資に対する政策融資枠、年間貸付計画制定機能を失う。

弁公庁

- ・会議の準備、速報業務を行う。
- ・檔案管理、秘書事務業務を行う。
- ・本委员会の財務、資産、機密保持、内部整備等の管理業務を行う。
- ・本委员会の窓口業務、電子政務の実施を担当する。

政策研究室

- ・重要文書を起草し、関連情報を公表する。
- ・經濟及び社会の發展状況、改革開放と國際經濟に関する重要問題を研究する。

發展規画司

- ・社会經濟發展戰略、生産力構造計画、國民經濟及び社会の中長期發展計画、經濟全体バランスと構造調整に関する研究を行い、関連政策を提案する。
- ・都市計画推進戰略と重要政策措置を提案する。
- ・國民經濟及び社会發展の中長期計画を策定する。
- ・社会經濟發展に関する特別計画、区域計画を作成し、関係活動を調整する。

國民經濟總合司

- ・国内外の經濟情勢をマクロ分析し、國家經濟安全に関する提言を行う。
- ・会計年度の構造調整、經濟規模バランス、重要商品の供給需要バランスに関する政策目標を含む社会經濟發展計画を提案する。
- ・經濟の成長推進、雇用増大、物価安定、國際収支バランス等のマクロ調整目標、各種政策及び經濟手段活用に関する提言を行う。
- ・重要物資備蓄計画を策定する。

経済運行司〈国務院減軽企業負担部際連席會議弁公室〉

- ・工業、交通業界の経済情勢を觀察し、重要問題解決と適切な政策提言を行う。
- ・重要物資の緊急調整、各交通運輸機関調整を行う。
- ・国家備蓄物資使用に関する提言、国家薬品備蓄管理を行う。
- ・国務院の企業負担軽減部門會議の日常事務を行う。

経済体制総合改革司

- ・経済体制改革、對外開放に関する諸問題を研究する。
- ・総合経済体制改革案を制定し、集中討議項目の改革案を調整する。
- ・経済体制改革推進、社会主義市場経済体制確立に関する提言を行う。

固定資産投資司

- ・固定資産投資の運営状況を監視し、固定資産投資の全体規模、構造、財源計画を研究し、投資のマクロ調整を提案する。
- ・投融资体制改革に関する提言を行う。
- ・国家財政資金建設プロジェクト、その他重大プロジェクトを計画する。

産業政策司

- ・産業発展状況を分析し、総合産業政策の立案、実施、関係部門との調整を行う。
- ・政府が奨励、制限する生産技術及び製品に対する指導を行う。
- ・サービス業の発展戦略、重要政策を研究する。
- ・産業構造、所有制構造、企業組織構造の改善化策を提言する。

国外資金利用司

- ・国際資本動向、国外資金利用状況を分析し、国外資金利用戦略や関係重要政策に関する提言を行う。
- ・外債の総量規制、構造改善、監督予測を行う。

- ・外貨利用計画を作成し、国際金融機関や外国政府からの借款、商業融資規模を検討する。
- ・関係部門と共同で外国投資産業指導目録を作成する。
- ・政府感度額を起える外資投資項目を処理する。
- ・国外投資の戦略、総額、構造、外貨利用の計画及び政策を提起する。
- ・域外の資源開発投資、高額外貨使用項目を支配する。

地区経済司〈国家気候変化対策協調小組弁公室〉

- ・地域経済発展計画及び政策を研究、作成する。
- ・国土の整備、開発、利用、保護に関する政策を調整、作成する。
- ・他部門と共同で水資源バランス、省エネ、環境保護計画を作成する。
- ・地域経済調整、経済特区と開放地域間の問題調整を行う。
- ・「老少辺窮地区（革命発祥地、少数民族地域、辺境地域、貧困地域）」支援のための開発計画、「以工代賑（産業開発による地域経済救済）」計画を作成する。
- ・国家気候変化対策協調小組弁公室の日常事務を処理する。

農村経済司

- ・農業と農村経済発展に関わる重要問題を研究する。
- ・農村経済発展戦略を策定し、農村経済体制改革に関する提言を行う。
- ・農業、林業、水利、気象等の産業計画の政策バランスを図る。

能源司〈国家石油蓄備弁公室〉

- ・国内外のエネルギー開発と利用状況を研究し、発展戦略及び重要政策を策定する。
- ・石油、天然ガス、石炭、電力等のエネルギー管理を行う。
- ・国家石油備蓄を管理する。
- ・省エネ、新型エネルギー開発に関する政策措置を講じる。

交通運輸司

- ・交通運輸発展状況を研究し、発展戦略及び体制改革に関する提言を行う。
- ・交通運輸技術の発展政策を作成し、交通運輸の近代化を指導する。

工業司

〈国家履行「禁止化学兵器公約」工作領導小組弁公室、稀土弁公室、塩業管理弁公室〉

- ・工業の発展状況を分析し、新型工業化発展戦略を研究する。
- ・主要工業発展計画と産業政策の策定、体制改革に関する提言を行う。
- ・業界技術基準の制定を指導する。
- ・導入した重要技術、大型プラントに対する改善指導を行う。
- ・『化学兵器禁止公約』履行を調整管理する。
- ・稀土類産業発展活動を運営する。
- ・製塩工業界の行政管理を行う。

高技術産業司

- ・ハイテク産業及び産業技術発展動向を研究し、関連の戦略政策、重大プロジェクトを策定する。
- ・主要ハイテク産業の発展支援策を提出する。
- ・経済質改善の産業化技術、プラント設備の研究開発計画、モデル事業計画を実施する。
- ・技術革新の推進、産学官共同研究の支援、新産業の育成を行う。

中小企業司

- ・中小企業、非国有経済の発展状況を研究し、所有制企業間の公正な競争と共同発展を図る。
- ・中小企業発展支援策を策定し、マクロ指導を行う。
- ・中小企業の対外協力を推進し、サービスマスターダムを健全化する。
- ・中小企業及び非国有経済発展の問題解決を指導する。

環境和資源総合利用司

- ・社会経済、環境、資源の調整発展に関する重要問題を研究する。
- ・資源節約及び総合利用に関する政策を策定する。
- ・資源節約及び総合利用を計画し、環境保全を図る。
- ・環境保全産業の活動を指導調整し、汚染なしの生産活動を推進する。
- ・重大モデルプロジェクトの実施調整、新製品、新技術、新設備の応用普及を推進する。

社会発展司

- ・社会事業の発展目標及び計画を策定する。
- ・人口、文化、教育、衛生、体育、放送、観光、行政、司法、民政分野の発展政策を調整する。
- ・社会事業の発展改革に関する重要問題解決を指導する。

経済貿易司

- ・国内外の市場動向を随時監視し、分析する。
- ・重要製品の需給バランス、輸出入バランスを研究し、調整策を講じる。
- ・重要な農産物、工業製品、原材料の輸出入総数計画を策定、実施監督する。
- ・食糧、棉花等重要物資備蓄の調達管理、市場投入を指導監督する。
- ・現代物流業の発展戦略及び計画を提案し、流通体制改革の重要問題を解決する。

財政金融司

- ・社会の全体資金バランス政策を研究分析する。
- ・財政政策、通貨政策、金融財政体制改革を分析し、提言を行う。
- ・直接融資の発展戦略、政策提案を行う。
- ・有価証券の発行総額、構造、投資方向の政策を策定する。
- ・企業債券の発行総額、資金投資先を研究する。

価格司

- ・ 価格の総しべル変動を監視予測し、価格調整目標、政策、改革案を提出する。
- ・ 商品価格、料金徴収に関する法律を起草する。
- ・ 重要商品価格、サービス料金に関する政策を作成、実施する。
- ・ 価格管理の範囲、原則、方法を提案する。
- ・ 中央政府管理下の商品価格と料金徴収基準を調整、作成する。
- ・ 主要農産物コストを調査する。

価格監督検査司

- ・ 価格の監督検査作業を指導組織する。
- ・ 政府管理の商品価格に関する違法案件を処理する。
- ・ 各部門、省・自治区・直轄市、中央政府直属企業の価格に関する違法案件を審理する。
- ・ 価格の監督検査に関する行政法規を起草し、価格管理部門に対する不服申立てを受理する。

就業和収入分配司

- ・ 国民の就職、収入分配、社会保障状況を研究する。
- ・ 雇用促進関連計画を提案する。
- ・ 雇用促進、収入分配調整、社会保障と経済発展調整に関する政策を策定する。
- ・ 関連の体制改革案を策定する。

法規司

- ・ 関連法、行政法令の起草、実施状況を調査研究する。
- ・ 関連の行政不服申立てを受理する。

外事司

- ・ 国際機関、外国政府、その他関連機構との協力事項を処理する。
- ・ 本委員会の重要涉外プロジェクトを推進し、国際経済を調査研究する。
- ・ 本委員会の外事事務を管理する。

人事司

- ・ 本委員会及び直属機関の幹部人事を担当し、党支部の日常事務を処理する。

6. 中国のエネルギー関連法律について (JICA 中国事務所勉強会資料)

— 中国のエネルギー関連法律について —

1) エネルギー法

改革開放以来、一部のエネルギー関連法律法規が施行されているが、エネルギー基本法の制定が停滞しているのが現状。そのため、2005年の3月、エネルギー法の起草に取り組み始め、順調であれば明年中に完成する見通し。(10月21日付新華ネット 2005年中国エネルギー投資フォーラム 関連情報)

2) 中国省エネルギー法 (1997年11月 第8回全人代採択、98年施行)

省エネ技術の進歩、奨励を推進することを目的とする基本法。年間エネルギー消費量が標準炭換算で5000トン以上の工場等を重点エネルギー消費団体として規定し、エネルギー管理者を任命してエネルギー管理強化を行い、国の関連規定に基づき定期的にエネルギー使用状況を報告しなければならない。罰則規定、奨励規定もあるが、具体的な奨励措置には言及されていない。

中華人民共和国省エネルギー法

第一章 総則

第一条 社会におけるエネルギーの節約(以下、省エネと略)を推進し、エネルギーの利用効率と経済効果を高め、環境を保護し、国民経済と社会を發展させ、人民の生活ニーズを満たすために、本法を制定した。

第二条 本法でいうエネルギーは、石炭、石油、天然ガス、電力、コークス、ガス、熱エネルギー、精製油、液化ガス、バイオマス・エネルギーとその他直接あるいは加工、転換によって得られた各種の資源を指す。

第三条 本法でいう省エネは、エネルギー利用の管理を強化し、技術的に実行可能、経済性がある、環境と社会が受け入れられる措置を取り、エネルギーの産出から消費まで各段階での損失と浪費を減らし、より効果的かつ合理的にエネルギーを利用することを指す。

第四条 省エネは国家経済發展の長期的な戦略方針の一つである。

国務院と省、自治区、直轄市人民政府は省エネを推進し、産業構造、企業構造、製品構造及びエネルギーの消費構造を合理的に調整し、省エネの技術を進歩させ、単位生産高あたりや、単位製品のあたりのエネルギー消費量を下げ、エネルギーの開発、加工・転換、輸送と供給を改善し、しだいにエネルギーの利用効率を上げ、省エネ型の社会への發展を促進すべきである。

国家は新エネルギーと再生可能なエネルギーの開発、利用を奨励する。

第五条 国家は省エネ政策を制定し、省エネ計画を作成するとともに、省エネを国民経済と社会發展計画に盛り込み、エネルギーを合理的に利用し、經濟發展と環境保護との調和を取る。

第六条 国家は省エネの科学技術に関する研究と普及を奨励、支援し、省エネに関する広報と啓発を強化し、省エネに関する科学知識を普及させ、国民全体の省エネ意識を高める。

第七条 いかなる部門や個人でも省エネの義務を果たすべきである。エネルギーを浪費するような行為を告発する権利を有する。

各レベルの人民政府は省エネや、省エネ科学技術の研究、普及において著しい成果をあげた部門や個人に対し、褒賞を与える。

第八条 国務院の省エネ担当部門は全国における省エネの監督管理に対する指導を行う。国務院の関連部門はそれぞれの責任範囲内で省エネの監督管理に対して責任を負う。

県以上の地方人民政府における省エネ担当部門はその行政区域内の省エネの監督管理に対する指導を行う。県レベル以上の地方人民政府の関連部門はそれぞれの責任範囲内で省エネの監督管理に対して責任を負う。

第二章 省エネの管理

第九条 国務院と地方の各レベルの人民政府は省エネに対する指導を強化し、毎年、省エネに対し配置、調整、監督、検査、促進を行うべきである。

第十条 国務院と省、自治区、直轄市人民政府は省エネとエネルギーの開発を同時に行い、省エネが第一という方針に基づいて、省エネとエネルギー開発に関する技術、経済性、環境への影響を比較と論証を行った上で、優れた省エネとエネルギー開発投資プロジェクトを選定し、エネルギー投資計画を制定すべきである。

第十一条 国務院と省、自治区、直轄市人民政府はインフラ整備と技術改良の資金の中から省エネに使われる資金を捻出し、エネルギーの合理的な利用及び新エネルギーや再生エネルギーの開発への支援に充てるべきである。

市、県人民政府は実情に基づいて省エネ資金を捻出し、エネルギーの合理的な利用及び新エネルギーと再生エネルギーの開発に充てる。

第十二条 固定資産投資プロジェクトのフィージビリティ・スタディーには、エネルギーの合理的な利用を一つのテーマとしての論証が含まれるべきである。

固定資産投資プロジェクトの設計と建設は、合理的なエネルギー利用の基準と省エネ設計規準を満たすべきである。

合理的なエネルギー利用の基準と省エネ設計規準を満たしていないプロジェクトに対して、法律による審査・承認を担当する機関は建設の承認をしてはならない。プロジェクト完了後、合理的なエネルギー利用の基準と省エネ設計規準を満たしていないものに対して、検収を実施しない。

第十三条 技術が立ち遅れ、エネルギー消費が高すぎ、エネルギーの浪費が深刻な工業プロジェクトの新規建設を禁止する。新規建設禁止のエネルギー消費の高すぎる工業プロジェクトのリストおよび具体的な実施方法は、国務院の省エネの指導部門と国務院の関係部門が合同で制定される。

第十四条 国務院の基準化行政主管部門は省エネに関連する国家基準を制定する。

前条にない国家基準の場合は、国務院の関係部門が法律に基づいて省エネに関する業界基準を制定するとともに、国務院の基準化行政主管部門に報告し、記録に留めることができる。

省エネに関する基準の制定にあたって、技術的には先進的で、経済的には合理性があるものにし、また絶えずに充実させ、改善すべきである。

第十五条 国務院の省エネ担当部門は、国務院の関係部門と一緒にエネルギーを消費する生産量が多い、製品範囲が広い業界に対し、監督を強化し、省エネの措置を講じ、製品の設計と製造技術の向上に取り組み、業界の単位製品あたりのエネルギー消費量をしだいに下げるように促すべきである。

第十六条 省レベル以上の人民政府における省エネ担当部門は、同じレベルの関係部門と一緒に、生産過程におけるエネルギー消費が高すぎる製品に対し、単位製品あたりのエネルギー消費原単位を制定すべきである。

単位製品のエネルギー消費原単位の制定は科学的、合理的なものにすべきである。

第十七条 国家は立ち後れたエネルギー消費量の高すぎる製品、設備に対して、淘汰制度を実施する。

淘汰されたエネルギー消費量の高すぎる製品、設備のリストは、国務院の省エネ担当部門と国務院の関係部門が共同で決定、公表する。具体的な実施方法は、国務院の省エネ担当部門と国務院の関係部門が共同で制定する。

第十八条 企業は自らの意思により、国の品質認証に関する規定に基づき、国務院の製品品質監督管理部門あるいは国務院の製品品質監督管理部門から権限を与えられた部門が認めた認証機関にエネルギー利用製品の省エネ品質の認証を申請することができる。合格が得られた場合は、省エネ品質認証証明書を取得し、エネルギー利用製品あるいはその包装には省エネ品質認証のラベルを使うことができる。

第十九条 県以上の各レベルの人民政府の統計機関は同じレベルの関係部門と一緒に、エネルギーの消費と利用の状況について適切に統計を行うとともに、定期的に公表し、主要なエネルギーを消費する製品の単位製品のエネルギー消費量などの状況を公布すべきである。

第二十条 国家はエネルギーの重点利用部門に対して、省エネの管理を強化しなければならない。

下記のエネルギー利用部門は重点利用部門である。

(一) 年間のエネルギー消費の合計が1万トン標準炭以上に達するエネルギー利用部門。

(二) 国務院の関係部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府の省エネ担当部門に指定されている年間エネルギー消費の合計が5000トン標準炭以上、1万トン未満のエネルギー利用部門。

県以上の各レベルの人民政府の省エネ担当部門は関係部門に指示し、エネルギーの重点利用部門のエネルギー利用状況に対し監督、検査を行うべきである。検査・測定の技術的な条件が整った部門に委託し、法律に従い、省エネの検査・測定を行うことができる。

エネルギーの重点利用部門の省エネに関する規定、措置と管理方法は、國務院の省エネ担当部門及び國務院の関係部門によって制定される。

第三章 合理的にエネルギーを利用する

第二十一条 エネルギー利用部門は合理的にエネルギーを利用する原則に従い、省エネ管理を強化し、省エネの技術措置を講じるとともに、エネルギー消費量を下げるべきである。

エネルギー利用部門は省エネの啓発を推進し、関係者に対して省エネに関する研修を実施すべきである。

省エネの研修を受けない者は、エネルギーを消費する設備の操作に当たってはいけない。

第二十二条 エネルギー利用部門はエネルギーの計量管理を強化し、エネルギー消費量の統計とエネルギー利用状況の分析制度を充実させるべきである。

第二十三条 エネルギー利用部門は省エネ活動責任制を確立し、省エネに対して成果をあげた集団、個人に褒賞を与えるべきである。

第二十四条 エネルギー消費が比較的高い製品を生産する部門は、法律に従って決められた単位製品のエネルギー消費原単位を順守すべきである。

単位製品のエネルギー消費原単位を著しく上回った部門は期限を設けて改善を行わなければならない。期限付きの改善命令は、県レベル以上の人民政府の省エネ担当部門が國務院の定めた権限に従って出す。

第二十五条 エネルギー利用の製品を生産・販売する、あるいはエネルギーを消費する設備を使う部門と個人は、必ず國務院の省エネ担当部門及び國務院の関係部門が決めた期限内に、国が明文によって淘汰したエネルギー利用製品の生産、販売を停止し、国が明文で淘汰したエネルギー利用設備の使用を中止しなければならない。またに、淘汰された設備を他人に譲ってはならない。

第二十六条 エネルギー利用の製品を生産する部門と個人は、製品の取扱説明書及びラベルに実際のエネルギー消費量を明記すべきである。

第二十七条 エネルギー利用の製品を生産する部門と個人は、偽造した省エネ品質認証ラベルを使用したり、他人の省エネ品質認証のラベルを盗用したりしてはならない。

第二十八条 エネルギーの重点利用部門は国の関連規定に従い定期的にエネルギーの利用状況を報告すべきである。エネルギーの利用状況には、エネルギーの消費状況、利用効率及び省エネの効果分析、措置などの内容が含まれる。

第二十九条 エネルギーの重点利用部門はエネルギー管理ポストを設け、省エネの専門知識、実

務経験および技師以上の技術職の資格を持っている職員からエネルギー管理係りを任命し、県レベル以上の人民政府の省エネ担当部門と関係部門に届け出るべきである。

エネルギー管理係りは責任を持って、その部門のエネルギー利用状況を監督、検査する。

第三十条 部門の職員とその他の都市と農村の住民は、企業が生産した電気、石炭ガス、天然ガス、石炭などのエネルギーを利用する場合、国の規定に従い計量し、代金を支払うべきであり。無償か、また定額制を実行してはならない。

第三十一条 エネルギーの生産販売部門は法律、法規の規定および契約の取り決めに基づいて、エネルギー利用部門にエネルギーを提供すべきである

第四章 省エネ技術の進歩

第三十二条 国家は先進的な省エネ技術の開発を奨励、支援し、先進的な省エネ技術開発の重点と方向を決め、省エネルギー技術のサービス体制を確立し、省エネ技術市場を整備する。

第三十三条 国家は重要な省エネ科学研究プロジェクト、省エネのモデルプロジェクトを組織、実施し、省エネ普及プロジェクトを打ち出し、企業・事業部門と個人を誘導して先進的な省エネ生産工程、技術、設備と材料を採用させる。

国家は優遇政策を制定し、省エネモデルプロジェクトと省エネ普及プロジェクトを支持する。

第三十四条 国家は国外の先進的な省エネ技術と設備の導入を奨励し、国外の立ち後れたエネルギー利用の技術、設備と材料の導入を禁止する。

第三十五条 国務院と省、自治区、直轄市人民政府が手当てした科学研究資金の中に省エネ資金を組み入れ、それを先進的な省エネ技術の研究に充てるべきである。

第三十六条 県クラス以上の各クラスの人民政府は関連部門を組織し、国の産業政策と省エネ技術政策に基づいて、省エネの要求に符合した科学的、合理的、専門化した生産を推進すべきである。

第三十七条 建築物の設計と建造は関連法律、行政法規の規定に照らして、省エネ型の建築構造、材料、器具と製品を採用し、保温断熱性能を高め、冷・暖房、照明のエネルギー消費を減らすべきである。

第三十八条 各クラスの人民政府はその地に適し、さまざまなエネルギーが相互補完し、総合的利用を実行し、効果と収益を重んじる方針に則って、農村のエネルギー建設を強化し、メタンガス、太陽光エネルギー、風力エネルギー、水力エネルギー、地熱などの再生できるエネルギーと新エネルギーを開発、利用すべきである。

第三十九条 国家は下記の汎用する省エネ技術の発展を奨励する。

(一) 熱・電併給 (蒸気タービン発電機から排出した廃熱を利用してヒーティングし、発電もすればヒーティングもしたこと)、集中ヒーティングを普及させ、火力発電ユニットの利用率を高め、熱エネルギーの階段利用技術および熱・電気・冷房の併給 (蒸気タービン発電機から排出した廃熱

を利用してヒーティング・クーリングを行い、発電もすればヒーティングもクーリングもしたこと) 技術と熱・電気・ガスの併給技術を発展させ、熱エネルギーの総合的利用率を高める。

(二) 電動モーター、ファン、ポンプ類設備とシステムの経済的運行を逐次実現し、電動モーター調速節電と電力電子節電技術を発展させ、良質、安価の省エネ器材を開発し、生産し、普及させ、電気エネルギーの利用効率を高める。

(三) 国内の石炭種類に適合した流動床燃焼、無煙燃焼とガス化、液化などのクリーンコール技術を発展、普及させ、石炭の利用効率を高める。

(四) その他の省エネの仕事の中で技術が成熟し、効果と利益が著しいことが立証された汎用の省エネ技術を発展、普及させる。

第四十条 各業界は業界の省エネ技術政策を制定し、省エネの新技术、新工程、新設備と新材料を発展、普及させ、エネルギー消費の高く古い技術、工程、設備と材料を制限するか淘汰すべきである。

第四十一条 国务院の省エネの業務を管理する部門は国务院の関連部門と共同で、共用と業界別の具体的な省エネの技術指標、要求と措置を制定し、そして経済と省エネ技術の発展状況に基づいてそれをタイミングよく改正し、エネルギーの利用効率を高め、エネルギーの消費を下げ、わが国のエネルギー利用状況を世界の先進レベルに逐次追いつかせるべきである。

第5章 法的責任

第四十二条 本法第十三条の規定に違反し、国が明文で新規建設を禁止しているエネルギー消費の高い工業プロジェクトを新規建設した場合は、県クラス以上の人民政府の省エネ業務を管理する部門は意見を出し、同じクラスの人民政府に報告し、国务院の定めた権限に照らして生産開始あるいは使用の中止を命じる。

第四十三条 エネルギー消費の比較的高い製品を生産する部門は、本法第二十四条の規定に違反し、単位製品のエネルギー消費原単位を上回り、エネルギー利用の状況が深刻で、期限付きで整備するよう命令されたが、期限を過ぎても依然として整備しないかあるいは整備の要求に達していない場合、県クラス以上の人民政府の省エネ業務を管理する部門は意見を出し、同じクラスの人民政府に報告し、国务院の定めた権限に基づいて、操業停止して整理するかまたは閉鎖するよう命じる。

第四十四条 本法第二十五条の規定に違反し、国が明文で淘汰したエネルギー利用の製品を生産、販売している場合、県クラス以上の人民政府の製品品質監督の業務を管理する部門はその生産、販売を停止するよう命じ、その法律違反の生産・販売による所得を没収し、そして法律違反所得の1倍以上5倍以下の罰金を課し、県クラス以上の人民政府の商工業行政管理部門によってその営業許可証を取り上げることができる。

第四十五条 本法第二十五条の規定に違反し、国が明文で淘汰したエネルギー利用設備を使っている場合、県クラス以上人民政府の省エネ業務を管理する部門はその使用を停止するよう命じ、国が明文で淘汰したエネルギー利用設備を没収し、情状が重い場合、県クラス以上の人民政府の省エネ業務を管理する部門は意見を出し、同じクラスの人民政府に報告し、国务院の定めた権限に照らし、操業停止して整理するか閉鎖するよう命じることができる。

第四十六条 本法第二十五条の規定に違反し、淘汰されたエネルギー利用設備を他人に譲渡した場合、県クラス以上人民政府の製品品質監督業務を管理する部門によって法律違反所得を没収するとともに、法律違反所得の1倍以上5倍以下の罰金を課することができる。

第四十七条 本法第二十六条の規定に違反し、製品説明書と製品のラベルの上にエネルギー消費の指標を明記していない場合、県クラス以上人民政府の製品品質監督業務を管理する部門は期限付きで糾すよう命じ、5万元以下の罰金を課することができる。

本法第二十六条の規定に違反し、製品説明書と製品ラベルの上に明記されているエネルギー消費の指標は製品の实情に合わない場合、この前の条項に従って処罰を与える以外、関連法律の規定によって民事責任を担う。

第四十八条 本法第二十七条の規定に違反し、偽造した省エネ品質認証のラベルを使うかあるいは省エネ品質認証のラベルを盗用する場合、県クラス以上人民政府の製品品質監督業務を管理する部門はその改善を命じ、法律違反の所得を没収するとともに、法律違反所得の1倍以上5倍以下の罰金を課することができる。

第四十九条 国家公務員は省エネの業務履行の中で職権を濫用し、職責を軽んじ、情実のために不正を働いて犯罪を構成した場合、法律によって刑事責任を問う。まだ犯罪を構成していない場合は、行政的処分を与える。

第六章 付則

第五十条 本法は1998年1月1日から施行する。

3) 重点エネルギー利用企業省エネ管理法 (1999年実施)

年間エネルギー消費量が一万トン以上(省レベルの企業は5000-10000)企業を対象にして、経済貿易委員会がその省エネ活動を管理監督する。省エネに関する投入の増加を定めたほか、罰則規定、奨励規定もある。(仮訳)

4) 電気節約管理方法 (2000年実施)

国家計画委員会が「省エネ法」、「電力法」に基づいて制定し、公表した。電気節約管理、電力需要側管理、電気節約技術の推進および奨励規定、罰則規定が定められている。

電気節約管理方法

国家経済貿易委員会、国家発展改革委員会

発布時間：2000年

第1章 総則

第1条 エネルギー節約(以下、省エネと略)の管理を強化し、エネルギーの利用効率を高め、電気エネルギーの合理的利用を促進し、エネルギー構造を改善し、経済の持続的な発展を保障するため、『中華人民共和国省エネルギー法』、『中華人民共和国電力法』に基づいて、本方法を制定する。

第2条 本方法で言う電力は、国家と地方の電力網および企業の自家発電所などが提供したさまざまな電気エネルギーを指すのである。

第3条 本方法で言う電気の節約は、電気利用の管理を強化し、技術的には実行可能で、経済的には合理的な節電措置をとり、電気エネルギーの直接と間接的な消費と損失を減らし、エネルギーの利用効率を高め、環境を保護することを指すのである。

第4条 国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会は業務分担に基づいて全国の節電の業務を担当し、節電の政策、計画を制定し、節電情報を発表し、淘汰された効率が低く、電力消費が高い生産工程、技術と設備のリストを定期的に公表し、全国の節電活動を監督、指導することに責任を負う。

地方の各クラス人民政府の節電主管部門と業界の節電管理部門は当地区と当業界の節電計画を作成し、電力消費の高い製品に対する電気消費原単位の管理および電力需要側管理を実行し、各自の職責範囲内の節電業務を監督、指導することに責任を負う。

第5条 国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会と地方の各クラス人民政府の節電主管部門は節電科学技術の研究と普及を奨励、支持し、節電についての広報と教育を強化し、節電の科学知識を普及させ、国民全体の節電意識を高めることに取り組む。

第6条 いかなる部門と個人でも節電義務を履行すべきである。国家経済貿易委員会、地方の各クラス人民政府の節電主管部門と業界の節電管理部門は法律によって節電賞罰制度を確立する。

第2章 電気節約管理

第7条 『中華人民共和国省エネルギー法』第15条、第16条の規定に基づいて、国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会と地方の各クラス人民政府の節電主管部門は関連部門と合同で、電力消費の高い業界に対する監督と指導を強化し、それを督促して有効な節電措置をとらせ、節電技術の進歩を推し進めさせ、単位製品あたりの電力消費量を下げさせるべきである。

第8条 国家経済貿易委員会は電力消費の高い主要製品に対し単位製品電力消費原単位の管理を実行し、主要な電力消費の高い製品分野における国内の先進的な電力消費指標を定期的に公表する。

地方の各クラス人民政府の節電主管部門と業界の節電管理部門は当地区と当業界の実情に基づいて、国家が公布した単位製品の電力消費原単位を上回らない指標を制定することができる。

第9条 電力使用負荷500キロワットとそれ以上あるいは年間電力使用量300万キロワット時およびそれ以上のユーザーは『企業設備の電気エネルギーバランス通則』(GB/T3484)の規定に照らして、検査・測定のための技術的条件を備えている部門に委託し、2-4年ごとに一回の電気エネルギー均衡の検査・測定を行うとともに、それに基づいて実情に即し実行可能な節電措置を制定すべきである。

第10条 電力使用負荷1000キロワットおよびそれ以上のユーザーは、『企業の合理的電力使用を評価する技術的指導原則』(GB/T3485)と『製品の電力消費原単位と管理の指導原則』(GB/T5623)の規定を順守すべきである。節電の基準、規則に合致しない場合、直ちに正すべきである。

第 11 条 電力ユーザーは本方法の関連条項に基づいて、積極的に経済的には合理で、技術的には実行可能で、環境的には許される節電措置を講じ、節電の計画と電力消費降下の目標を制定し、節電の仕事をきちんと行うべきである。

第 12 条 固定資産投資プロジェクトのフィージビリティ・スターディーには電力使用施設の節電評価などの合理的な電力使用特別テーマについての論証が含まれるべきである。そのうち、電力消費の高いプロジェクトは、資格を有するコンサルティング機構による評価を経るべきである。

電力消費の高い指標は省クラスおよび省クラス以上人民政府の節電主管部門によって制定される。

第 13 条 国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い設備、製品の生産と販売を禁止する。新規建設または改築工事プロジェクトの中で国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い工程、技術と設備を採用することを禁止する。それを採用しつつある場合は、期限をつけて採用を停止すべきで、他人の使用に譲渡してはならない。

第 14 条 電力使用製品の説明書と製品ラベルの上に電力消費の指標を明記すべきである。国家の省エネ認証を経た節電製品を普及させ、およびエネルギー・サービス会社を設立し、電力消費の高い工程、技術と設備の淘汰と改造を促進し、節電の情報を伝播することを奨励する。

第 3 章 電力需要側管理

第 15 条 電力需要側管理とは、末端の電力利用効率を高め、電力利用方式を最適化させることを通じて、同じ電気使用機能を達成すると同時に、電力の消費と電力の需要を減らし、省エネと環境保護の目的に達し、ローコストの電力サービスに必要な電力使用の管理を実現することを指すのである。

第 16 条 各クラスの経済貿易委員会は積極的に需要側管理を推進しなければならない。末端ユーザーに対し、負荷管理を行い、中断可能な負荷方式と直接的な負荷制御を推進し、これによって電力システムにおけるオフピーク時間の電気エネルギーを十分に利用する。

第 17 条 下記の節電措置を奨励する

- (1) 環境にやさしい照明技術、製品と省エネ型家電製品を普及させる。
- (2) 発電所の電力使用と送電ロスを下げ、不明なロスを根絶する。
- (3) 余熱、余圧と新エネルギーによる発電を奨励し、クリーンで高効率の熱・電併給（蒸気タービン発電機から排出した廃熱を利用してヒーティングし、発電もすればヒーティングもしたこと）、熱・電気・冷房の併給（蒸気タービン発電機から排出した廃熱を利用してヒーティング・クーリングをし、発電もすればヒーティングもクーリングもしたこと）と総合的利用を行う発電所を奨励する。
- (4) 電力使用設備の経済的運行方式を普及させる。
- (5) 低効率のファン、水ポンプ、モーター、変圧器のモデルチェンジと改造をスピードアップし、系統的運行の効率を高める。
- (6) 高周波サイリスター圧力調整装置、省エネ型変圧器を普及させる。
- (7) 交流モーターの速度調整節電技術を普及させる。
- (8) 熱処理、電気めっき、鋳造・鍛造、酸素製造などの生産工程における専門化生産を普及させる。
- (9) 熱ポンプ、ガス蒸気連動循環発電技術を普及させる。

- (10) 遠赤外線、マイクロ波加熱技術を普及させる。
- (11) 蓄冷、蓄熱技術の実用を普及させる。

第18条 電力計画あるいは総合的資源計画の中に電力需要側管理の内容が含まれるべきである。

第19条 電気料金の2段階累進制の実施エリアを拡大し、基本料金を逐次高め、電気めっき用電気の価格を下げる。ピーク・オフピークタイムの異なる電気価格構造と豊水期・渇水期の異なる電気価格構造の実施をスピードアップし、ピーク・オフピーク、豊水・渇水期の電気価格の格差を逐次拡大し、停電可能な負荷の電気価格を研究、制定するとともに、それを実行する。

第20条 国家が重点的に普及させているかまたは国家の省エネ認証を経た節電製品を使用する電力ユーザーは、省クラスの価格主管部門と電力行政管理部門に新規増加電力容量送電工事の費用の減免を申請することができ、価格主管部門は電力企業の意見を求めた上調整と処理を行う。『国家ハイテク製品リスト』に収められている節電技術と製品は、国家の特恵課税政策を享受する。

第21条 電力企業は電力需要側管理に関する広報と組織、推進の仕事を強化すべきで、それに必要な関連費用は管理費用として支出することができる。

第4章 節電技術の進歩

第22条 国家は先進的な節電技術の革新を奨励、サポートし、先進的な節電技術開発の重点と方向を公表し、節電技術サービス体系を構築し、それを完全なものにし、節電技術市場を育成し、それを規範化させる。

第23条 国家は重要な節電科学研究プロジェクト、節電のモデルプロジェクトを組織、実施し、節電製品の省エネ認証と普及リストを組織、提出する。

国家は特恵政策を制定し、節電のモデルプロジェクトと節電普及リストの中の技術、製品をサポートし、そして国外から先進的な節電技術と製品を導入することを奨励する。

第24条 地方財政が手配した科学研究予算は先進的な節電技術の研究と応用をサポートすべきである。

第5章 賞罰

第25条 国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会と地方の各クラス人民政府の節電主管部門および業界の節電管理部門は、節電の中で著しい成果をあげた集団と個人に表彰と報奨を与える。

第26条 企業は賞罰方法を制定し、単位製品の電力消費量管理の中で成果をあげた集団と個人に報奨を与え、単位製品の電力消費原単位を超えた集団と個人に懲罰を与えるべきである。

第27条 本方法第8条の規定に違反し、単位製品の電力消費原単位が指標を上回った場合は、期限を付けて整備しなければならない。整備の要求に到達していないかあるいは期限を過ぎてやはり整備していない場合は、県クラス以上人民政府の節電主管部門によって処理提案を出し、同じクラスの人民政府に報告し、国务院の定めた権限に基づいて休業して整備するか閉鎖するように命令してもらわれる。

単位製品原単位を上回った生産プロジェクトを新規建設または改築する場合、県クラス以上人民

政府の節電主管部門によってプロジェクト審査・認可部門と合同でその建設を停止するよう命令する。

第 28 条 本方法第 13 条の規定に違反し、新規建設または改築した工事プロジェクトの中で国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い工程、技術と設備を採用した場合、県クラス以上人民政府の節電主管部門によってプロジェクト審査・認可部門と合同で、その建設を停止するよう命令するとともに、法律に基づいてプロジェクトの責任者と設計責任者の責任を追及する。

本方法第 13 条の規定に違反し、国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い設備、製品を生産、販売するか、あるいは国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い生産工程、製品を採用するか、あるいは国家が明文で淘汰した効率が低く、電力消費が高い設備、製品を他人の使用に譲渡した場合、『中華人民共和国省エネルギー法』の関連規定に照らして処罰を与える。

第 6 章 付則

第 29 条 本方法は発表の日から施行する。

付属書類：電力消費の高い製品 9 種類の電力消費原単位と国内の比較的先進的な指標（キロワット時/1 トンの製品）

2001 年	2005 年		
1. 電解アルミニウムの単位製品交流電消費	原単位	比較的先進	原単位
プレベークング・タンク	16000	15000	15500
セルフ・ベークング・タンク	16500	15500	16000
2. フェロ・シリコン生産工程の単位製品の電力消費（シリコン含有量は 75%）	9000	8800	8800
3. カーバイド生産工程の単位製品の電力消費	3700	3400	3600
4. 苛性ソーダの単位製品の交流電消費			
隔膜法	2600	2500	2500
イオン交換膜法	2400	2350	2350
5. 黄燐	17000	14000	16000
6. 合成アンモニア生産工程単位製品消費中型工場			
石炭を原料とする	1600	1400	1500
石油を原料とする	1500	1100	1400
ガスを原料とする	1300	850	1200
小規模の工場	1600	1300	1500
7. エチレン	2800	2600	2700
8. セメント			
ロータリキルン	125	110	120
立窯	100	90	95
9. 電炉製鋼工程単位製品電力消費			
普通鋼	650	500	600
特殊鋼	700	600	650
鑄造用電炉鋼	750	500	700

2001 年 1 月 8 日
データ提供者：国家経済貿易委員会資源節約と総合利用司

5) 公共建築省エネ設計基準（2005年施行）

新規、拡充、改築の全ての公共建築に適用し、建築物保温性の向上、供熱、通風、空調設備の効率の改善、照明システムの効率更新などを通じて、80年比、エネルギー消費量50%削減を目標にしている。（中国新聞ネット 仮訳）

建設部が『公共建築物の省エネルギーの設計基準』の公布・PR・貫徹会議を開催

建設部が4月26日に北京で『公共建築物の省エネルギーの設計基準』（以下、『基準』と略）の公布・PR・貫徹会議を開催した。この基準は建設部が制定作業を組織するとともに、審査、認可し、国家品質技術監督検査検疫総局と共同で公布したのであり、7月1日から正式に実施される。これは中国が認可、公布した初めての公共建築物の省エネ設計に関する総合的国家基準である。

黄衛建設部副部長は公布・PR・貫徹会議で、「この『基準』の公布と実施は、中国の建築物の省エネの活動が民間の建築分野で全面的に展開されることを示し、建築業界が省エネ・土地節約型住宅と公共建築物を大いに発展させ、さらに厳格にエネルギー、材料と水を節約する基準を制定するとともに、強引にそれを実行する重要な措置の一つであり、中国のエネルギー不足と社会経済発展との矛盾を緩和する面で、必ず重要な役割を発揮するであろう」と指摘した。

黄衛副部長はまた次のように強調した。各地の建設主管部門は『公共建築物の省エネルギーの設計基準』の公布という好機をしっかりと捉え、『公共建築物の省エネルギーの設計基準』のPR・貫徹、実施および監督の業務をきちんと行うことに関する建設部の通達を真剣に学習し、切実に指導を強化し、PR活動を大いにくり広げ、『基準』についての育成・訓練を真剣に組織し、『基準』実施の監督に切実に力を入れなければならない。強力な措置を講じることを通じて、『基準』を実行に移す。建物の省エネ活動を実績が長期のもので、国にも人民にもプラスとなる大事としてしっかりと、きちんと行い、科学的な発展観を本当に実行に移し、共同で節約型社会の建設をスピードアップするために貢献をする。

当面、中国の都市と農村の既存建築総面積は約400億平方メートルであり、建築物のエネルギー消費はすでに全国のエネルギー消費総量の約30%を占めている。専門家の研究によると、中国の大規模な公共建築物の単位建築面積のエネルギー消費は大体普通の居住用建物の約10倍となっている。経済の発展につれて、2020年までに、中国はまた建築面積約300億平方メートルを新規増加し、建築物のエネルギー消費は必ず中国のエネルギー消費に長期に影響を及ぼすのであろう。

今回公布した『公共建築物の省エネルギーの設計基準』は、新築、拡張と改築の公共建築物の省エネ設計に適用する。公共建築物には商業用建築物（例えばデパート、金融建築物、旅館・ホテル、レジャー娯楽施設など）、オフィス用建築物（政府機関と企業のオフィス・ビルなど）、科学・教育・文化・医療衛生用建築物（文化、科学研究、医療・衛生、スポーツ用の建物など）、郵便・電信、通信、ラジオ放送・テレビ用の建築物、および交通輸送用建築物（例えば、空港、駅の建物など）などが含まれている。『基準』の省エネ目標とルートは建築物の外壁の保温、断熱性能を改善し、暖房、換気、エアコン設備・システムのエネルギー消費の費用対効果を高め、照明設備の効率を向上させるなどの措置を通じて、同じ室内温度環境の快適パラメーターを保証する条件の下で、21世紀80年代初頭に設計、建設された公共建築物と比べて、年間の暖房、換気、エアコンと照明の総エネルギー消費量は50%を減らすことができる。これから見ても分かるように、公共建築物の省エネ潜在力はきわめて大きく、その省エネ推進の度合と深さは、中国の建築物の省エネの全般的な目標の実現に直接的に大きな影響を及ぼしている。

建設部情報センター

2005年4月26日

6) エネルギー効率標識管理弁法 (2005年3月1日に施行)

中華人民共和国におけるエネルギー効率標識を実施する製品目録(以下「目録」)に収録されている製品は、中国国内での販売において、エネルギー効率標識を表示しなければならないこととなる。北京の家電市場では、既にエネルギー効率を表示する製品が現れている。一部の企業は、旧正月の家電商戦に「省エネルギー」をアピールポイントとして宣伝に腐心した。本弁法は、日本の4月の省エネ法改正内容の一部である「販売事業者へのトップランナー機器の省エネルギー性能(消費電力、燃費など)の表示義務」と同様のものである。

エネルギー効率ラベル管理は基準に達していない製品に商品棚を降りさせる

<http://www.sina.net> 2005年10月13日付け 産経ネット-消費日報より

蘇安建

国家の新しい『エネルギー効率ラベルの管理方法』によると、9月1日からエネルギー効率のない家庭用エアコンは、市場での販売を禁止されることになっている。1カ月が過ぎ去り、大手電気製品売り場の中のエネルギー効率比の低いエアコンはすでに姿が見えなくなった。これは言うまでもなくよいことであるが、しかし人々にいくつかの疑惑も生ませた。規定に合わないエネルギー効率比の低いエアコンはなぜこれほど短い期間に影も形もなくなったのか。

「10月1日」国慶節のゴールデンウィーク期間に、記者は北京の国美、大中、蘇寧などの専門的な電気製品売場を訪れ、周波数変換器のついていないすべてのエアコンはすでに規定に則って「中国エネルギー効率ラベル」が貼っており、そして多くのショッピング・ガイドはそれをアピールポイントとして、「私たちのエアコンは絶対にエネルギー効率比の要求に合っています」と顧客にセールスしていることをみてきた。

調査によると、新しい『エネルギー効率ラベルの管理方法』は3月に公布された後、多くのエアコン・メーカーは製品の点検を始め、基準に符合するエアコンを生産するために準備を行うとともに、8月から「大売出し」を始めた。このため、エアコンのエネルギー効率比の変化は、多くの消費者がまだ気づいていない時にも生じた。

しかし、事情を知っている関係者の話によると、現在、国内の在庫エアコンは約千万台で、そのうち、エネルギー効率比2.6の規定基準を下回った在庫エアコンは約300万台である。エネルギー効率基準という「市場整理命令」が公布された後、メーカーが短い期間にこの部分の在庫品を消化してしまっただけでなく、ごく少数のエアコン企業がかつてみんなの前で基準に合わないエアコンを壊した振る舞いをし、それによって低いエネルギー効率比のエアコンに別れを告げる決意を示したとはいえ、国内のあらゆる企業にすべてそうさせれば、明らかに現実的ではなく、不可能なことでもある。

いかにしてエネルギー効率基準に合わない在庫エアコンを処理するかのことについて、記者が多くの企業を取材した。取材を受けたものの大部分は「在庫品が言うまでもなくあるよ」と率直に言ったが、しかし、どのようにそれを処理するかとなると、彼らは隠しだてをし、「いかにして処理するかは外部へ公開することはないのだ」と表明した。

業界関係者は、在庫品のエネルギー効率比の低いエアコンを処理する手段には以下の数種にほかならない。例えば、ラベルを追加貼り付けしたり、工場に戻して改造したり、海外へ輸出したりする等である。しかし、もし注意深く分析するならば、これらの手段はすべて弊害がある。

もしラベルを追加貼り付ける方法を採用すれば、現在、厳格な監督・管理メカニズムがまだ確立されていないため、メーカーは気軽に1つのエネルギー効率比のラベルを貼り付け、それから大威張り再び市場に出回ることができ、消費者はこのようなエアコンを購入した後、たとえ「とこと

んまで突き詰めたい」と思い、エアコンのエネルギー効率比はいったいラベルの示しているようなものであるかを見ようとしても、適当な測定機関を探し当てることができない。これは実に消費者に対する詐欺である。

もし工場に戻して改造を行うならば、多くのメーカーはコンプレッサーを改善し、冷凍量を増大する方法を採用することになるが、エネルギー効率比の高いエアコンは往々にして品質と性能がより良いエネルギー効率の高いコンプレッサー、蒸発器と冷却器を採用することを必要とし、製造技術と面積に対してももっと高い要求があり、改造コストも小さくない。

もし海外へ輸出する道を歩むならば、実行可能性はさらに小さく、EU、アメリカ市場のエネルギー効率比に対する要求はもっと高く、これらの国・地域へ輸出する可能性はほとんどない。こうなると、いかにして在庫するエネルギー効率比の低いエアコンを処理するかの問題は、もちろんエアコン・メーカーが外部に漏らしたくないことである。

この業界の先輩達は、国家の関連規定がすでに公布され、実施されているとはいえ、現在どのようなラベルを貼るかの権利は実には企業の手にある、2.6にせよ、2.8にせよ、3.2にせよ、いずれも企業の検査・測定基準で制定したものであり、このほか、監督・管理にまだいくつかの手落ちが存在しているため、たとえあるメーカーが基準に合わないエアコンを運びな市場へ売るとしてもわからないと心配している。

いかにして在庫するエネルギー効率比の低いエアコンを処理するかは、すでに関連部門と企業のおろそかにすることができない問題となった。もしすべてのメーカーに在庫しているエネルギー効率比の低いエアコンを全部廃棄させるならば、見たところでは快刀乱麻を断ち、監視・管理もしやすいようであるが、しかし、資源も浪費すれば、メーカーの利益もひどく損われることになる。もし基準だけがあり、監視・管理の手段がなく、在庫のエネルギー効率比の低いエアコンの販売を放任するならば、在庫品の問題は解決したが、基準の権威性は喪失してしまい、消費者の利益も極めて大きく損なわれるであろう。

7) 省エネルギー製品の政府購入の実施に関する意見 (2005年1月22日公表)

国家発展改革委員会財政部は、「省エネルギー製品の政府購入の実施に関する意見」を公表した。行政の関係各署は財政予算で製品を購入するにあたり、省エネ・節水製品を購入しなければならないとしている。なお国家発展改革委員会は国家省エネルギー製品認証機関に認証されている製品等を、政府購買指定製品リストとして作成し、政府の購買範囲を定めるとしている。この意見の内容は、日本の「グリーン購入法」の行政版といえる。

中国は省エネ製品の政府調達を実施する

『資源節約活動をくり広げることに関する国務院弁公庁の通達』(国弁発[2004]30号)を徹底的に実行し、政府機関の省エネ(節水を含む、以下同じ)の模範作用を発揮し、政府機関のエネルギー費用の支出を低下させ、省エネ技術の進歩を促進し、省エネ製品の市場を拡大するため、『中華人民共和国省エネルギー法』と『中華人民共和国政府調達法』に基づいて、財政部、国家発展改革委員会は2004年12月に『省エネ製品の政府調達を実施することに関する意見』(財庫[2004]185号、以下、『実施意見』と略)および初めての「省エネ製品の政府調達リスト」(以下、「省エネ調達リスト」と略)を発表した。

『実施意見』は、各クラスの国家機関、事業体と団体的組織が財政資金で調達を行う時、技術、サービスなどの指標が同じである条件の下で、『実施意見』の中で並べられている省エネ製品を優先的に調達し、エネルギー消費の高い製品を逐次淘汰すべきであり、調達者あるいはその委託を受けた調達代行機構が『実施意見』の要求に則って調達しなかった場合、関連部門は関連法律、法規

と規則によって処理しなければならず、財政部門は状況を見て調達資金の支払を拒否することができると要求している。

『実施意見』はまた次のことを明らかにした。省エネ製品の政府調達は積極的かつ着実に、段階を分けて実施する原則に基づいて逐次全国範囲まで拡大することになる。2005年にまず中央のA級予算部門と省クラス（計画独立市を含む）の予算部門で実施し、2006年に中央のB級予算部門と地区・市クラスの予算部門まで拡大し、2007年に全面的に実施する。実施の中で、各クラスの政府と予算部門は実情に基づいてくり上げて実行することができる。

政府調達を実施する省エネ製品の範囲は「省エネ調達リスト」を通じて確定したのである。今回は発表した「省エネ調達リスト」は財政部、国家発展改革委員会が政府調達改革の進捗状況と省エネ製品技術市場の成熟の度合などの状況を総合的に考慮し、国家に認可されている省エネ製品認証機構の認証を得た省エネ製品の中から選び、確定したものである。初めての「省エネ調達リスト」の中では、エアコン、冷蔵庫、蛍光灯、テレビ、コンピュータ、プリンター、便器、蛇口など計8種類、84社の企業の約1500の仕様の製品が公表されている。今後は国家の省エネ、節水製品認証の仕事の展開に伴って、「省エネ調達リスト」の範囲を逐次拡大するとともに、動態管理を実行し、適時に調整と更新を行うことになる。中国政府調達ネット（<http://www.ccgp.gov.cn/>）、中国環境資源情報ネット（<http://www.cern.gov.cn/>）、中国省エネ・節水認証ネット（<http://www.cecp.org.cn/>）は「省エネ調達リスト」の公告メディアとして、適宜に関連情報を提供することになっている。

省エネ製品の政府調達の順調な展開を確保するために、財政部、国家発展改革委員会はPR活動を組織、展開し、省エネ製品の政府調達の重要性を大いに広報し、関連部門と生産企業の関係者に対し研修・トレーニングを行い、彼らに省エネ製品政府調達の関連規定、要求と調達手順を理解させ、政府機関の模範作用を発揮し、社会の資源節約意識のさらなる向上を促進することになっている。

省エネ製品の政府調達に関する実施意見

『資源節約活動をくり広げることに係る国务院弁公庁の通達』（国弁発[2004]30号）を貫徹、実行し、政府機関の省エネ（節水を含む、以下同じ）の模範作用を発揮するため、『中華人民共和国省エネルギー法』と『中華人民共和国政府調達法』に基づいて、今、省エネ製品の政府調達を推し進めることについて、次の意見を打ち出している。

一、省エネ製品の調達は政府機関のエネルギー費用の支出を低下させ、財政資金を節約し、企業の省エネ技術の進歩を促進し、省エネ製品市場を拡大し、全社会の資源危機意識を高め、エネルギーを節約し、環境を保護し、経済社会の持続可能な発展を実現することに対し、非常に重要な意義を持つことである。各地域、各部門はこの仕事を高度に重視し、組織、管理と監督を強化し、省エネ製品の政府調達の仕事が実行に移されることを確保しなければならない。

二、各クラスの国家機関、事業体と団体的組織（以下、「調達者」と略）は財政予算で調達を行う場合、省エネ製品を優先的に調達し、エネルギー利用効率の低い製品を逐次淘汰すべきである。

三、財政部、国家発展改革委員会は政府調達改革の進展と省エネ製品の技術市場の成熟度などの状況を総合的に考慮し、国家に認可されている省エネ製品認証機構の認証を得た省エネ製品の中から類別で政府調達実施の範囲を確定し、そして「省エネ製品の政府調達リスト」（以下、「省エネ調達リスト」と略）の形で公表することにした。

「省エネ調達リスト」の中に省エネ認証製品を新規増加するならば、財政部、国家発展改革委員会によって文書の形式でそれを確定、公表するとともに、適時に調整を行うことになっている。

四、中国政府調達ネット (<http://www.ccgp.gov.cn/>)、中国環境資源情報ネット (<http://www.cern.gov.cn/>)、中国省エネ節水認証ネット (<http://www.cecp.org.cn/>) は「省エネ調達リスト」の公告メディアとする。上述の情報の正確性を確保するため、財政部、国家発展改革委員会の許可を経なければ、転載してはならない。

五、「省エネ調達リスト」の中の製品の有効期間は国家の省エネ製品認証証明書の有効締め切り期日を限度とし、認証証明書の有効締め切り期日を越えた場合は自動失効する。

六、政府は省エネ製品を調達する際、技術、サービスなどの指標が同じである条件の下で、「省エネ調達リスト」の中で並べられている省エネ製品を優先的に調達すべきである。

七、政府調達活動の中で、調達者は政府調達入札募集の書類（交渉書類、価格諮問書類を含む）の中に省エネ製品に対する省エネ要求、合格品の条件および省エネ製品の優先調達の評価・審査基準を明記すべきである。

八、調達者あるいはその委託を受けた調達代行機構が上述の要求に従って調達しなかった場合、関連部門は関連法律、法規と規則によって処理を加え、財政部門は状況を見て調達資金の支給を拒否することができる。

九、本意見は積極的かつ着実で、段階を分けて実施する方法をとり、逐次全国の範囲まで拡大する。2005年に中央のA級予算部門と省クラス（計画独立市を含む）の予算部門で実行し、2006年に中央のB級予算部門と地区・市クラスの予算部門まで拡大し、2007年に全面的に実行する。実施の中で、各クラスの政府と予算部門は実情に基づいてくり上げて本意見の要求を実行することができる。

8) 再生可能エネルギー法（2005年2月28日公表）

第十次全国人民代表大会常務委員会は、第十四次会议にて、「再生可能エネルギー法」（以下「法」という。）を公表した。2006年1月1日を施行日としている。再生可能エネルギーとは日本では新エネルギーと未利用エネルギーを指した言葉である。つまり、風力、太陽光、水力、バイオマス、地熱、海洋などを由来とするエネルギーを指す。この法律では「再生可能エネルギー」の開発利用を促進し、エネルギー供給の増加、エネルギー構造の改善、エネルギー安全の保護、環境の保護による経済社会の持続可能な発展を目的としている。なお、この法律では、再生可能エネルギー由来の電力の優先購入を推進しており、その入札についても競争入札で決定されるとしている。個人に対しては太陽光温水器及び太陽光発電システムを利用することを推奨し、今後、関連優遇政策を定めるとしている。本計画の施行前に公表されている法規制では2004年6月の「クリーン開発メカニズムプロジェクト運行管理暫定弁法」がある。これらのエネルギー関連法規が具体的内容を伴って機能し、加えて「エネルギー中長期計画」による将来方針が決定していくことで、徐々にエネルギー関連ビジネスの枠組みが明らかになりつつある。（出典：2005年3月9日 トレンドウォッチ）

中華人民共和国再生可能エネルギー法(全文)

中華人民共和国再生可能エネルギー法は2005年2月28日、第10期全国人民代表大会常務委員会第14回會議で採択された。全文は次の通り。

目次

- 第1章 総則
- 第2章 資源調査と発展計画
- 第3章 産業指導と技術サポート
- 第4章 普及と応用
- 第5章 価格管理と費用分担
- 第6章 経済的奨励と監督措置
- 第7章 法律的责任
- 第8章 附則

第1章 総則

第一条 再生可能エネルギーの開発利用を促進し、エネルギーの供給を増やし、エネルギー構造を改善し、エネルギー安全を保障し、環境を保護し、経済・社会の持続可能な発展を実現するため、本法を制定する。

第二条 本法で言う再生可能エネルギーとは、風力エネルギー、太陽光エネルギー、水エネルギー、バイオマス・エネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギーなど非化石エネルギーを指す。

水力発電の本法への適用について、国务院エネルギー主管部門が規定し、国务院の承認を求める。

低効率のかまどなどで直接燃焼する方法で、わら、まき、ふん便などを利用することには、本法を適用しない。

第三条 本法は、中華人民共和国の領域及び管轄下に置かれているその他の海域に適用する。

第四条 国は、再生可能エネルギーの開発利用をエネルギー発展の優先分野とし、再生可能エネルギー開発利用の総量目標の制定及び相応の措置をとることを通じて、再生可能エネルギー市場の構築と発展を推進する。

国は、多様な所有制の経済主体の再生可能エネルギー開発利用への参与を奨励し、法律によって再生可能エネルギーの開発利用者の合法的な權益を保護する。

第五条 国務院エネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発利用に対して統一的な管理を実施する。国務院関連部門は、各自の職務範囲内で、関連再生可能エネルギー開発利用の管理活動に責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、当該行政地域内の再生可能エネルギー開発利用の管理活動に責任を負う。県クラス以上の地方人民政府の関連部門は、各自の職務範囲内で、関連再生可能エネルギー開発利用の管理活動に責任を負う。

第二章 資源調査と発展計画

第六条 国務院エネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギー資源調査の組織と協調に責任を負うとともに、国務院関連部門と合同でエネルギー資源調査についての技術規則を制定する。

国務院関連部門は、各自の職務範囲内で、関連再生可能エネルギー資源の調査に責任を負うとともに、調査結果を国務院エネルギー主管部門に報告し、国務院主管部門がそれを取りまとめる。

再生可能エネルギー資源調査の結果は公表すべきである。ただし、国の規定で秘密にする必要のある内容は除く。

第七条 国務院エネルギー主管部門は、全国のエネルギーの需要と再生可能エネルギー資源の実情に基づいて、全国再生可能エネルギー開発利用中長期総量目標を制定し、国務院の承認を経てから公布、実施する。

国務院エネルギー主管部門は、前項の総量目標及び省、自治区、直轄市の経済発展と再生可能エネルギー資源の実情に基づき、省、自治区、直轄市人民政府と合同で各行政地域の再生可能エネルギー開発利用の中長期目標を確定し、そしてそれを公布する。

第八条 国務院エネルギー主管部門は、全国再生可能エネルギー開発利用中長期総量目標に基づき、国務院関連部門と共同で、全国再生可能エネルギー開発利用計画を策定し、国務院の許可を得てから実施する。

省、自治区、直轄市人民政府のエネルギー管理部門は、当該行政地域の再生可能エネルギー開発利用中長期目標に基づき、当該クラス人民政府の関連部門と共同で当該行政地域の再生可能エネルギー開発利用計画を策定し、当該クラス人民政府の許可を得てから実施する。

許可された計画が公表すべきである。ただし、国の規定で秘密にする必要のある内容は除く。

許可された計画は、修正を加える必要がある場合、元の許可機関の許可を得なければならない。

第九条 再生可能エネルギー開発利用計画の策定は、関連部門、専門家及び公衆の意見を求め、科学的な論証を行うべきである。

第三章 産業指導と技術サポート

第十条 国務院エネルギー主管部門は、全国再生可能エネルギー開発利用計画に基づき、再生可能エネルギー産業発展指導目録を策定、公表する。

第十一条 国務院基準化行政主管部門は、国家再生可能エネルギーによる発電と電力網への送電の技術基準及びその他の全国範囲で技術基準を統一する必要のある再生可能エネルギー技術と製品に関する国家基準を制定し、公表すべきである

前項の国家基準の中で定められていない技術基準について、国務院関連部門は関連の業界基準を策定することができる。この業界基準は、国務院基準化行政主管部門に報告して記録に留めなければならない。

第十二条 国は、再生可能エネルギー開発利用に関する科学技術研究と産業化発展を科学技術発展とハイテク産業発展の優先分野と位置づけ、国家科学技術発展計画及びハイテク産業発展計画に組み入れ、資金を調達して再生可能エネルギー開発利用関連の科学技術研究、応用モデルケース及び産業化発展をサポートし、再生可能エネルギー開発利用の関連技術の進歩を促し、再生可能エネルギー関連製品の生産コストを引き下げ、製品品質を高める。

国務院教育行政部門は、再生可能エネルギー関連知識や技術を一般教育及び職業教育の課程に組み入れるべきである。

第4章 普及と応用

第十三条 国は、再生可能エネルギーによる発電及び電力網への電力供給を奨励し、サポートする。

再生可能エネルギーによる発電と電力網への電力供給プロジェクトの実施は、法律及び国務院の規定に基づいて行政許可を得るかあるいは行政部門に報告して記録に留めなければならない。

行政許可を必要とする再生可能エネルギー発電プロジェクトの建設において、多数の人が同じプロジェクトの許可を申請する場合、法律に基づき、入札を通じてプロジェクトの実施者を定めるべきである。

第十四条 電力網関連企業は、法律に基づいて行政許可を得た再生可能エネルギー発電企業あるいは報告して記録に留めた再生可能エネルギー発電企業と電力網への電力供給に関する取り決めに調印し、その電力網のカバー範囲内の再生可能エネルギー発電プロジェクトの総発電量を買取り、そして再生可能エネルギー発電企業の電力網へ送電することにサービスを提供すべきである。

第十五条 国は、電力網のカバーしていない地域において、独立した再生可能エネルギー電力システムを構築し、地元の生産及び生活に電気供給サービスを提供することを支援する。

第十六条 国は、クリーンで高効率のバイオマス燃料の開発利用、エネルギー作物の開発を奨励する。

バイオマス資源によって生産されたガスや熱エネルギーは、都市のガス供給パイプ網、送熱パイプ網へ加入する技術基準に合致したものに対し、都市ガス供給パイプ網、送熱パイプ網を運営する企業は、そのパイプ連結を引き受けるべきである。

国はバイオ液体燃料の生産、利用を奨励する。石油販売企業は、国務院エネルギー主管部門あるいは省クラスの人民政府の規定に基づき、国家基準に合致したバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組み入れるべきである。

第十七条 国は、企業及び個人の太陽光エネルギー温水供給システム、太陽光エネルギーによる暖房、冷凍システム、ソーラー発電システムなどの太陽光エネルギー利用システムの取り付け、利用を奨励する。

国務院の建設行政主管部門は、国務院の関連部門と共同で太陽光エネルギー利用システムと建築物を結び付けた技術経済政策及び技術規則を策定する。

不動産開発企業は、前項で定められた技術規則に基づいて、建築物の設計及び施工過程で、太陽光エネルギーの利用に必要な条件をつくるべきである。

すでに完工した建築物に対し、住民が建築物の質と安全に影響を及ぼさない前提のもとで、技術規則及び製品基準に合致した太陽光エネルギー利用システムを取り付けることができる。ただし、当事者の間で別に約定事項のある場合は除く。

第十八条 国は、農村地域における再生可能エネルギーの開発利用を奨励、サポートする。

県クラス以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、関連部門と共同で、地元の経済・社会の発展、生態系保護及び衛生の総合的整備のニーズなどの実情に応じて、農村地域再生可能エネルギー発展計画を制定し、地元に適したメタンガスなどのバイオマス資源の転化、家庭用太陽光エネルギー、小型風力エネルギー、小型水力エネルギーなどの関連技術の利用を普及させるべきである。

県クラス以上の人民政府は、農村地域の再生可能エネルギー利用プロジェクトに対し、財政的サポートを提供すべきである。

第五章 価格管理と費用分担

第十九条 再生可能エネルギー発電プロジェクトが電力網へ送電する電気価格は、国務院の価格主管部門が異なったタイプの再生可能エネルギー発電の特徴やそれぞれの地域の状況に応じて、再生可能エネルギーの開発利用に有利で、経済性、合理性があるという原則に基づき、同時に再生可能エネルギー開発利用技術の発展状況を考慮し、適時に調整する。電力網への電力供給価格は公表しなければならない。

本法第十三条第3項の規定に基づいて入札募集を実行した再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網への送電価格は、落札価格とする。ただし、前項の規定に基づいて確定した同種類の再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網への送電価格水準を上回ってはならない。

第二十条 電力網企業は、本法第十九条の規定で決められた電気価格で、再生可能エネルギーによる発電量を買取る際に生じた費用と通常エネルギーによる発電の電力網への平均送電価格との差額は、電力販売価格に付加して均等分担する。具体的な方法は、国務院の価格主管部門が策定する。

第二十一条 電力網企業は、再生可能エネルギー発電の電力を買い取るために支払った合理的なネットワーク接続費用およびその他の合理的な関連費用を、電力網企業の送電コストに算入し、電力販売価格の中から回収することができる。

第二十二條 国が投資してあるいは補助金を与えて建設した国有の独立した再生可能エネルギーによる電力システムの電気販売価格は、同じ地域の電力分類販売価格を実行し、その合理的な運行及び管理費用が電気販売価格を上回った分は、本法第二十条で定められた方法で費用を分担する。

第二十三條 都市のエネルギー供給ネットワークに組み入れられた再生可能エネルギーによる熱エネルギー及びガスの価格は、再生可能エネルギーの開発利用に有利で、経済性、合理性があるという原則に則り、価格管理権限を有する部門が決定する。

第六章 経済的奨励と監督措置

第二十四條 国家財政は再生可能エネルギー発展特別資金を設立し、以下の活動をサポートする。

- (一)再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究、基準の制定及びモデル・プロジェクト。
- (二)農村部、牧畜地域の生活用エネルギーのための再生可能エネルギー利用プロジェクト。
- (三)へんぴ地域及び島などの独立した再生可能エネルギー発電による電力システムの建設。
- (四)再生可能エネルギー資源の探査、評価及び関連情報システムの構築。
- (五)再生可能エネルギー開発利用に関連する設備の現地生産を促す。

第二十五條 国の再生可能エネルギー産業発展指導目録に組み入れられ、融資条件を満たした再生可能エネルギー開発利用プロジェクトに対し、金融機関は財政による利子補填の融資優遇を提供することができる。

第二十六條 国は、再生可能エネルギー産業発展指導目録に組み入れられたプロジェクトに対し、課税の優遇を与える。具体的な方法は、國務院が決める。

第二十七條 電力企業は、忠実にかつ完全に再生可能エネルギー発電に関するデータを記録、保存すると同時に、電力監督管理機構の検査、監督を受けなければならない。

電力監督管理機構が検査を行う際、決められた手続きに基づいて進めると同時に、検査対象企業のために商業秘密及びその他の秘密を守らなければならない。

第七章 法律的責任

第二十八條 國務院のエネルギー主管部門及び県クラス以上の地方人民政府のエネルギー管理部門及びその他の関連部門が再生可能エネルギー開発利用に対する監督管理活動において、本法の規定に違反し、下記の行為の1つに該当するものは、同じクラスの人民政府あるいはその上のクラスの人民政府の関連部門によって糾すよう命令され、責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し法律に基づいて行政処罰を与え、犯罪を構成した場合は、法律に基づいて刑事責任を問う。

- (一)法律に基づいて行政許可の決定を行わないもの。
- (二)違法行為を発見しながら、それを調査、処理しないもの。

(三) 法律によって監督管理の職責を履行しないその他の行為。

第二十九条 電力網企業が本法第十四条の規定に違反し、再生可能エネルギーによる発電量を全額買い取らず、再生可能エネルギー発電企業に経済的損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。そして、国家電力監督管理機構は、それが限定期限内に糾すよう命令し、糾すことを拒否するものに対しては、再生可能エネルギー発電企業の経済的損失の全額以下の罰金を科する。

第三十条 ガスパイプ網、送熱パイプ網を経営する企業が本法第十六条第二項の規定に違反し、そのパイプ網加入の技術基準に符合したガス、熱エネルギーの加入を認めず、ガス、熱エネルギー生産企業に経済的損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。そして、省クラス人民政府のエネルギー管理部門は、それが限定期限内に糾すよう命令し、糾すことを拒否するものに対しては、ガス、熱エネルギー生産企業の経済的損失の全額以下の罰金を科する。

第三十一条 石油販売企業が本法第十六条第三項の規定に違反し、国家基準に適合したバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組み入れず、バイオ液体燃料生産企業に経済的損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。そして、国務院エネルギー主管部門あるいは省クラスの人民政府のエネルギー管理部門はそれが限定期限内に糾すよう命令し、糾すことを拒否するものに対しては、バイオ液体燃料生産企業の経済的損失の全額以下の罰金を科する。

第八章 付則

第三十二条 本法で用いられたいくつかの用語の意味は、以下の通り。

(一) バイオマス・エネルギーとは、自然界の植物、ふん便及び都市部と農村部の有機廃棄物から転化されたエネルギーを指す。

(二) 独立した再生可能エネルギー発電による電力システムとは、電力網につながらない独自に稼動する再生可能エネルギー電力システムのことを指す。

(三) エネルギー作物とは、エネルギー原料の提供を目的として、専門的に栽培された草本、木本植物のことを指す。

(四) バイオ液体燃料とは、バイオマス資源によって生産されたメチルアルコール、アルコール及びバイオディーゼルオイルなどの液体燃料のことを指す。

第三十三条 本法は2006年1月1日より施行される。

9) 石油天然ガス法 (制定着手)

石油天然ガス法及び原子力法の法的地位と調整原則はまだ議論されつつある。(新華ネット)

10) 石炭法 (1995年12月実施、改正予定)

11) 電力法 (1996年12月実施、改正予定)

別添 7. 議事録集

- 国家発展改革委員会環境・資源総合利用司（6月6日13:30-14:30）[中国側：謝極助理巡視員（国家発展改革委員会環境・資源総合利用司）、梁林冲（国家発展改革委員会外事司）、唐春潮高級工程師（中国電磁兼容認証中心）／日本側：芦野、青柳、中国事務所渡辺次長、中国事務所大久保、季（通訳）]

（1）人材育成協力の経済産業省と JICA の関係

謝：5月29日付協力合意事項、省エネ分野における人材育成協力について（※）、経済産業省の人材育成協力と JICA との関係はどのような関係となるのか？

（※）経済産業省：（省エネルギー法制度の整備やその実効性の確保のため、中央政府及び地方政府の職員、法執行に当たる機関の職員等で、将来中心的な立場の中国省エネ制度の構築・運営に携わる人材の育成を支援するため、日本側で新たに受け入れ研修等を実施する）。JICA：JICA等の機関と協力し、具体的な協力を実施する予定

芦野：経済産業省は研修を実施、プロジェクトについては JICA が今回の調査団で第一段階として中国側と協議しながら進める。日本側は経済産業省、JICA 他の関係機関と効率的に協力を実施するために連携を図りながら実施することとなっている。

（2）訪日研修

謝：訪日研修を主とし、直接企業の現場を訪問できる研修を希望している

（3）現地セミナー（於北京）

謝：省エネルギー法の改正案を本年末までに全人代に提出をする必要がある。このため日本の省エネルギー法改正についての情報を今年半年間で知りたい。日本がどのように省エネルギー法の改正を制定したかについて最も興味を持っている。

日中省エネフォーラムで大臣、長官と話をし、政策の制定に携わる人の話を聞いて興味を持った。

従って、今年半年間で省エネルギー法改正・制定のために必要な情報を提供できるようなセミナーを至急検討するようお願いしたい。セミナーは2日間程度、座学ではなく、円卓（各分野毎に分かれる討論方式）、ある程度人数が集まる規模のセミナーを想定。参加対象者は省エネルギー法改正・制定に携わる優れたキーパーソンを想定。

また、省エネ分野は幅が広い例えば省エネルギーセンターから数人が来てセミナーをするだけでは省エネルギー法改正・制定の解決とならない。前回の日中省エネフォーラムにおいて、質問をしたが短時間だったたに確実に答えをいただけなかった。日本からの発表者は確実、正確に答えができる人材を希望。

研修のテーマ、深度については国家発展改革委員会環境総合利用司で考え方をまとめる。

また、セミナーの JICA 負担可能について JICA 側の負担事項を明確にして欲しい（例：発表者派遣費、会場借り上げ費、参加者の日当・宿泊費他）

■ 科学技術部中日技術合作事務中心[李勇生項目弁公室主任]

(1) 省エネ協力の重要性

- ・省エネは中国の重点政策課題。この分野について日本側でプロジェクトを検討していることについて感謝する。
- ・科学技術部としては省エネプロジェクト形成を支持する。その旨、国家発展改革委員会に伝えてもらっても構わない。国家発展改革委員会から科学技術部へ要請が回ってくれば特に問題なく日本側へ要請できるだろう。

(2) 要請書の手続き

- ・8月1日までに日本側へ全ての要望を送ることになっている。要望は大臣のサインも必要である。国家発展改革委員会から要請を出させるのであれば、科学技術部の手続きに遅れないようにして欲しい。おおむね6月下旬までに国家発展改革委員会から科学技術部へ要請書の提出があれば、今年度要望として扱うことができる。
- ・今回のミッションと発展改革委員会との協議結果について、科学技術部にも伝えて欲しい。

■ EMCA/PMO (中国節能協会節能服務産業委員会/世界銀行 GEF 中国節能推進項目子項目執行既全部机构) [譚樹忠常務副主任、超明秘書長]

(1) 中国における省エネルギーセンターと ESCO の役割分担

- ・大きく言えば、省エネルギーセンターは監測、ESCO は診断という役割分担になっている。監測とは規制を守っているかどうかモニタリングすることが趣旨であり、計測、確認を行うだけである。省エネの提案を主眼とした ESCO とは性質が異なる。一方、省エネルギーセンターの中で ESCO に近い業務を行うところもあり、北京、雲南、陝西、江蘇の省エネルギーセンターは EMCA の会員である。
- ・省エネルギーセンターと EMCA の関係は緊密ではない。工場が省エネルギーセンターによる監測を受けた後、指摘事項に対して省エネ努力を行う際、EMC を活用するという連携がベストだが、現状は必ずしもそうっていない。
- ・省エネルギーセンターは中国が計画経済のときに作られたもの。今や位置づけや役割が不明確なものも多い。監測、診断等省エネに関する技術力はセンター毎にバラバラである。
- ・国家発展改革委員会は省エネルギーセンター機能の建て直しを進めている。各地の省エネルギーセンターに対し、①人員配置とそのための予算、②省エネルギーセンターキャピタル用予算を新たに年間 300 万元程度確保し、毎年順番に割り当てている。

(2) EMCA について

- ・EMCA は設立してまだ3年程度である。設立当初3社しか EMC の登録がなかったが、現在は174社まで増えている。事業体としては政府機関ではなく独立採算の民間団体である。
- ・第11次5カ年計画で20%の省エネ達成するために、今年は4%が中国全体の達成目標となっている。EMCA はこうした政府の省エネ政策に資する活動をしている。
- ・EMCA はシンセン州などで省エネ技術者に対する研修コースを実施している。2001年までは外国人講師、それ以降は EMC の中国人技術者が講師を務めている。

- ・EMCA は中国の省エネニーズの高まりに応じて将来性のある期間であり、様々な事業拡大を計画している。新規事業に対して JICA から協力得られれば大変ありがたい。EMCA をカウンターパート機関とした時のメリットとしては、①全国の業界ネットワークがあること、②今後伸びていく組織で自立発展性があること（各地の省エネルギーセンターは一過性で継続性がない）、③ローカルコストの負担に問題がないこと、④全業界のニーズを把握していることなどが挙げられる。

■ 中国節能協会／中国節能服務協会／全国節能計量測定技術服務中心／全国節能監測管理中心[栄忠奎高級工程師、滕俊恒所長、芸項目受責人]

(1) 中国節能協会について

- ・中国節能協会、中国節能服務協会、全国節能計量測定技術服務中心、全国節能監測管理中心という4つの看板があるが、実体は1つの組織である。組織名が複数あるのは中国では珍しいことではない。
- ・中国で唯一全国レベルの省エネを担当する組織である。国家質量監督檢驗檢疫総局の中国計量科学研究院生物・能源・環境計量科学和測量技術研究所の傘下という位置づけの事業体。工場・ビルなど会員企業からの会費による独立採算組織。スタッフは10数名程度いる。
- ・主な役割は、①政府（国家發展改革委員会、科学技術部、商務部等）の省エネ政策への協力、②民間企業の省エネへの協力、③国際協力（GEF、米国省エネ協会等）である。
- ・最近の省エネ政策の強化によって、中国節能協会も強化の方向にある。

(2) JICA に対する協力ニーズ

- ・中国節能協会としては工場・ビルの内部でエネルギー管理や省エネルギー対策を担当する「エネルギー管理士」と工場・ビル等に対し省エネルギー診断等のコンサルティングサービスを行う「エネルギー診断士」の資格制度（試験・資格付与システム）を作りたい。その分野で日本のエネルギー管理者資格制度を元に試験問題の作成、テキスト作成などを行う協力を JICA にしてもらえたら有難い。試験受験料、登録費等で独立採算事業になりうると思う。
- ・中国には省エネ専門家に対する公的な資格がないため、自分で名乗れば省エネ専門家になってしまう。そのため、省エネに関する技術者のレベルが低い状況がある。中国省エネルギー法の中でエネルギー管理者の設置を工場・ビルに義務付けてはいるが、実態は公的に証明するものではなく、対象工場・ビルの責任者が誰かを適当に任命しているだけである。

■ 北京市節能環保服務中心[刘前光副主任]

(1) 北京市節能服務環境保服務中心について

- ・北京市における省エネの推進を担っており、具体的には法案の起草、監測実施と罰則適用、北京市政府のビルの省エネ、新規ビル建設の省エネ、製品の認証、省エネ技術者向け研修事業、政府と共同で大型展示会、雑誌「節能及び環保」の発行等の業務を行っている。
- ・これまで日本、ドイツ、アメリカ、カナダなどと協力してプロジェクトを実施した経験がある。日本が最も付き合いが深い。2001年ごろ、貿易經濟委員会（現在の国家發展改革委員会）が主

導でセメント工場診断を行った。その際、日本からの専門家派遣による支援を受けた。

- ・省エネについては日本が世界のリーディングカントリーと思っている。中国は日本を見習うべきである。
- ・中国各地の省エネルギーセンターは1980年ごろから行政単位（省、市、県、地区等）毎に設立が始まり、現在は約200ヶ所ある。設立が始まってから20年以上経過しており、発展段階は各センターによってばらつきがある。北京市省エネルギーセンター（北京市節能環保服務中心のこと）は発展段階で言えば上のほうである。

（2）北京市省エネ6大事業

- ・北京市は国家の20%という省エネ目標を達成するため、独自に省エネ目標を設定しており、具体的な対策として6大事業を展開している。
- ・①政府ビルへのエネルギー診断：北京市の政府ビルは強制的にエネルギー診断を受ける義務があり、当センターが診断実施の役割を担っている。54箇所の政府ビル中、すでに10箇所に診断活動を行った。来年以降に残りの44箇所を終わらせていく。予算は診断を受ける各政府ビルが対価として拠出。
- ・②大型公共施設（ホテル等）の診断：①と仕組みはほぼ同じ。2008年北京オリンピックまでに完了することになっている。
- ・③重点産業（エネルギー多消費かつ省エネ率低い石炭、電力、建築など）への監視と診断：監視と初歩的な診断を行う。監視は自前でやるが、診断はESCO（Energy Doctor）に委託する。当センターでも自前で5-6名の技術者と監視機器を持っている。工場側としては省エネ向上のために自前でESCOを雇っても良いが、当センターにお願いすれば監視+診断なので監視に合格しやすいというメリットがある。国家の第11号計画で20%の省エネ達成が掲げられている関係で、北京市にも数値目標があり、各企業も監視を受け、強制的に省エネを行わなければならない仕組みになっている。
- ・④エコロジー照明の普及：これまで「緑の照明事業」として100万本の証明をCFLにした。資金は、政府、電球メーカー、ユーザーが1/3ずつ負担する仕組み。
- ・⑤省エネ新技術の普及
- ・⑥再生可能エネルギー利用普及

（3）JICAに対する協力ニーズ

- ・北京市省エネ6大事業はそれぞれ技術者のレベル向上が急務。各事業の具体的な実施に際してJICAに支援をもらえたら有難い。

（4）その他

- ・中国では工場に専任のエネルギー管理者がいない。この点は省エネ推進の重大な足枷になっている。
- ・省エネに関しては、全般的に国家の政策は対応が遅い。目標は掲げているが実行が追いついていない。省エネ製品開発しても補助金がないので普及しない。今後は政府予算をつけるとの方針だが、可及的速やかに実施する必要がある。

■ 国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）[宣湘計量司司長他]

（1）AQSIQ の役割

AQSIQ の主な業務内容は、標準策定、認証、計量の3種類に分かれる。省エネに関連する業務の概要は以下の通り。

ア．標準策定

- ・ 国家クラスの省エネ水準の策定
- ・ 運輸交通、建物に関する標準化
- ・ 資源総合利用計画（2005年～2007年）、省エネ、省資源、リサイクル、クリーナープロダクション等8分野で実施
- ・ エタノールの燃料化基準作成
- ・ 省エネに関する知識の普及

イ．認証

- ・ 省エネ社会構築のための長期計画の策定
- ・ 中国認証標準センターを通じた認証範囲の拡大
- ・ 再生可能エネルギーに関する認証
- ・ エネルギー効率の管理条例作成

ウ．計量

- ・ 省エネに関する計量標準（診断基準、監測基準、ISO10001等）の策定
- ・ 重点企業1,008社に対する省エネ施策の実施、監督（エネルギー弁公室、国家発展改革委員会、統計局国家資産管理委員会、AQSIQによる共同作業）

（2）JICA への協力ニーズ

- ・ 省エネ専門家に付与する資格制度の設立を行っていく方針がある。日本の事例を元に JICA に協力を得られればありがたい。
- ・ AQSIQ は省エネ政策強化に伴って様々な基準の整備、個別省エネ施策を行っていく。この過程で日本の省エネ専門家の支援を受けられればありがたい。

■ 在中日本大使館[小林浩史一等書記官]

（1）国家発展改革委員会との協議の際の留意点

- ・ 謝助理巡視員は国家発展改革委員会環境総合利用司の副司長クラスだが、ラインではない。必ずしも組織を代表しているわけではないので注意が必要。日本側に対し要求事項が多い。
- ・ プロジェクトを実施するとすれば地方が重要。中央を関係させると捻じ曲がる可能性もあるので、できるだけ地方と組んでやれる体制の構築が重要。
- ・ 日本からの協力としてはソフト支援を強調すべき。ソフト支援に必要な機材は与えるというスタンスが良い。あまり機材供与にこだわらないよう話を進めることが重要である。国家発展改革委員会ほどの組織であれば機材は自分で買える。
- ・ 謝助理巡視員は大連省エネプロジェクトのことも知っているはずである。

以上

